

「令和7年度 市政に関する予算要望」に対する回答（公明党豊田市議団）

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
1	重点項目	(1)	本市は世界有数の自動車産業拠点として発展・成長を続けている。しかし、超高齢社会の到来、財政状況の変化、大規模災害発生の可能性等の課題を抱えている。その課題解決のため、豊かな自然・文化・歴史という財産がある本市の強みを生かして、子どもたちが夢と希望を持ち続けることができる豊田市となるよう、激しく変化する社会において常に施策を見直しながらまちづくりを推進する第9次豊田市総合計画に基づき施策を着実に進めること。	・第9次総合計画については、2050年という長期を展望した普遍的なまちづくりの方向性を示すミライ構想と、ミライ構想の実現に向けて、令和7年度からの5年間で特に注力する取組の方向性を示すミライ実現戦略2030の2つで構成される計画として策定している。 ・施策の推進に当たっては、ミライ実現戦略2030に掲げられた取組目標や目指す姿の実現に向け取り組むとともに、毎年度ローリングを行うことで、社会環境の変化を見極め、機動的かつ柔軟に具体的な施策や事業を見直すことで、着実に推進していく。 (企画政策部 企画課)	
2	重点項目	(2)	世界経済の影響を大きく受ける本市の税収は先行き不透明であるため、財政運営にあたっては、経済の動向を的確に捉え、市民に安定したサービスを提供し続けられるよう、行財政改革をさらに推進するとともに、健全財政の維持に努めること。	・健全財政の維持を図っていくため、税収見通しなど情勢の変化を的確に踏まえながら、事業の進捗状況を確認し、事業効果や必要性を適切に見極めていく。 (企画政策部 財政課)	
3	重点項目	(3)	能登半島地震の課題を踏まえ、避難所運営においては、女性の運営管理への参画を促進するとともに、福祉避難所への直接避難を可能にし、避難生活の環境改善策として、水循環シャワーや防災井戸の整備を行うこと。さらに、発災直後には消防力が不足し、火災が命取りになることもあるため、感震ブレーカーの設置が進むよう必要な措置を講じること。	・避難所運営における女性の運営管理への参画については、避難所での行動や運営方法などについてまとめた「避難所運営マニュアル」において、避難所を利用する方を主体とする「避難所運営委員会」の設置にあたり「避難所運営委員会の構成員のうち、女性の割合が少なくとも3割以上となるよう努める」こととしており、自主防災会や自治区等に対する出前講座において周知・啓発を図っている。 ・現時点では、水循環シャワーや防災井戸の整備予定はないが、衛生面については、洗面用具セットやドライシャンプーなどを備蓄しており、生活用水については、応急給水のほか、プール、ため池、河川、既存の井戸などを活用して、災害応急用の生活用水を確保することを想定している。 (地域振興部 防災対策課) ・協定を結んだ社会福祉施設への直接避難については、施設側の受入体制や発災直後の一般市民の殺到などの課題が想定されることから、指定緊急避難場所からの移送を想定している。 (福祉部 よりそい支援課) ・感震ブレーカーについては、通電火災の未然防止に有効であることから、地震体験車による訓練指導等に併せて普及促進に取り組んでいく。 (消防本部 予防課)	・防災啓発費（10百万円） ・避難者対策費（35百万円） ・防災指導事務費（1百万円）
4	重点項目	(4)	自然災害に備え、液状化、浸水、山村地域の孤立、帰宅困難者、応急施設の整備、感染症等への万全な対策を講じること。また、あらゆる状況を想定した避難訓練を実施するとともに、発災後の救助、復旧、復興が迅速に行われる体制を構築すること。そして、被災者が抱える住まいや生活、就労などの複合的な課題に対し「災害ケースマネジメント」の手法を導入すること。	・近年発生した大規模災害時の教訓や最新の調査結果の反映等を踏まえ、令和6年度に策定を予定している第2次災害対策推進計画を、令和7年度から着実に運用するとともに、今後、愛知県が行う南海トラフ地震被害予測調査を踏まえ本市独自の調査を行い、本市の地域性を考慮した防災・減災対策の取組を推進していく。 ・災害ケースマネジメントの手法の導入については、今後、先進自治体の事例を参考に情報収集、調査、研究を行っていく。 (地域振興部 防災対策課) ・東海豪雨による浸水実績や総合雨水対策マスタープラン等に基づき、順次、河川改修や雨水貯留施設の整備を進めていく。 (建設部 河川課)	・緊急生活物資備蓄対策費／帰宅困難者対策費（4百万円） ・避難者対策費（35百万円） ・危機管理体制調査費（30百万円） ・河川改良費（483百万） ・流域貯留施設整備費（89百万）

通 番	種 別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
5	重点項目	(5)	「こども基本法」には、子どもの意見の尊重が示されている。そのため、こども家庭庁のこども若者★いけんぷらすを参考に、対面・オンライン・チャットでの意見交換、アンケート、施設等に出向く意見聴取など多様な手法を組み合わせながら、市の施策に関するテーマに対し、多様なこども・若者の意見を聴取し政策に反映すること。また、こども施策の決定過程において、こども・若者の意見が政策に反映されるよう、各種審議会、懇談会等のこども・若者委員の割合を見える化し公表すること。	・令和6年度に策定予定のこども・若者計画の重点プロジェクトにおける「こどもの意見表明・反映の仕組みづくり」を進めていく中で、子ども会議などの既存の取組に加え、「(仮称)豊田市版こども若者★いけんぷらす」を新たに構築し、こどもがより気軽に気持ちや意見を言える仕組みをつくっていく。 ・なお、意見聴取の方法については、聴取の内容に応じてタブレットなどのデジタル機器の活用や、対面や審議会等での意見聴取など様々な手法が考えられるが、詳細については、こどもたちの意見を聴きながら仕組みを検討していく。 (こども・若者部 こども・若者政策課)	・子ども会議費(2百万円)
6	重点項目	(6)	文部科学省が策定したCOCOLOプランで示された「不登校の児童生徒すべての学びの場を確保し学びたいと思った時に学べる環境の整備」「心の小さなSOSを見逃さないチーム学校での支援」「学校の風土の見える化」に取り組み、学校をみんなが安心して学べる場所とすること。	・不登校や不登校の傾向のある児童生徒の学べる環境の整備として、校内の居場所である校内はあとラウンジ(校内教育支援センター)を全小中学校に設置している。 ・心の小さなSOSの把握のため、児童生徒の学習用タブレットから相談の希望を出すことのできるシステムを活用し、学校で組織的に対応している。 ・学校の風土の見える化のため、小学3年生から中学3年生までの児童生徒の集団への所属感等を把握できるhyper-Uを活用し、安心して過ごすことのできる学校づくりに生かしている。 (教育部 学校教育課)	・いじめ不登校問題対策費(36百万円)
7	重点項目	(7)	「地域共生社会推進全国サミットとよた宣言」では、人や活動、地域などのつながり合いを新たな形で取り戻すことが提唱された。そこで、地域課題が多様化・複雑化する中、市民やボランティア、活動団体といった地域の方々、事業者、社会福祉協議会、行政などあらゆる主体が、制度や分野を超えたつながり合いを育む取組を展開し、地域共生社会の構築を目指すこと。	・重層的支援体制の一環として、多様な主体の「つながり合い」をさらに充実していくことなどにより、地域共生社会の構築を目指す。 (福祉部 よりそい支援課)	・多機関協働費(66百万円)
8	重点項目	(8)	急激に進む少子化が大きな社会課題となり、その解決に向け女性への様々な支援が拡充されているが、ジェンダーギャップは未だ解消されていない。そのため、あらゆる分野でのジェンダー平等を推進するとともに、生涯にわたる教育と経済的自立及び健康への支援、そして、妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援をさらに進め、全ての女性が生き生きと輝ける社会の実現を目指すこと。また、性被害や生活困窮などの困難な問題を抱える女性に、多様で包括的な支援の提供を図ること。そして、ジェンダーについての課題の推進機関である男女共同参画センターの体制強化に早急に取り組むこと。	・令和6年度に策定予定の(仮称)クローバープランⅤ(第5次男女共同参画プラン)において、引き続き固定的性別役割分担の解消や女性活躍の更なる推進などジェンダー平等に向けた取組を推進していく。 ・特に、困難な問題を抱える女性に対しては、重層的支援会議で関係機関と協議調整を行うなど体制の強化を図っていく。 (生涯活躍部 市民活躍支援課) ・保健師等専門職が妊娠届出時に面接を行い、支援が必要と判断した場合は、関係機関と連携した支援を実施する。また、妊娠8か月アンケートやLINEを利用したプッシュ配信を始めとした各種事業により妊娠から子育てまでの各段階に応じた切れ目のない支援をしていく。 ・不妊治療に臨む夫婦の経済的な負担軽減を図るため、先進医療と組み合わせて行う不妊治療費に対して一部補助を実施している。 (こども・若者部 こども家庭課、保育課)	・相談費(2百万円) ・啓発費(1百万円) ・女性のライフプラン・キャリア形成支援費(3百万円) ・働き方改革推進費(1百万円) ・出産・子育て応援給付金給付事業費補助金(29百万円) ・妊婦のための支援給付金給付事業費補助金(253百万円) ・不妊治療費補助金(76百万円)
9	重点項目	(9)	人口減少・超高齢化などにより、市民の移動手段の確保が課題になっている。そのような中、地域ごとのニーズにより取組が進められているが地域格差が生じている。そのため、多様な手法を調査研究し、自由な移動により市民が豊かな生活を送れるよう取り組むこと。	・おいでんバスなどの基幹交通は、利用実態に合わせた見直しを検討しつつ、ネットワークとして維持していく。 ・地域バスなどの生活交通は、「自助・共助・公助」による多様な移動手段を組み合わせ、持続可能な移動サービスを実現していくことが重要である。 ・全国各地の事例などを参考に、運行の改善につながる多様な手法について、総合的な観点から調査研究を行っていく。 (都市整備部 交通政策課)	・地域公共交通計画策定費(8百万円) ・地域内交通確保調査費(5百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
10	重点項目	(10)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関して、市民の理解が進んでいないことにより生きづらさを感じている方がいる。これまでの取組をより充実させ、その理解を増進することを通じて生きづらさを解消することにより、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すこと。	・多様な性の在り方について、市民の理解を促進するため、周知啓発のための講演会や研修会の開催、集客イベントにおけるブース出展、男女共同参画に関する情報誌「クローバー」への記事掲載、幅広い市民を対象とした「さんかくフェスタ」でのブース出展などを通し、正しい知識の普及を図る。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・性的少数者理解促進費(1百万円)
11	重点項目	(11)	国土交通省は「心のバリアフリー」に関する取組を実施するためのポイントや留意事項等について、ガイドラインを取りまとめた。高齢者、障がい者等が安全・安心な日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備(ハード面)を含め、高齢者、障がい者等の困難さを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」が重要である。そのために、バリアフリー化された施設等の設置や類似・介助等の体験ができる機会を創出し、各関係機関と連携し、計画的かつ継続的に「心のバリアフリー」を啓発、推進していくこと。	・障がいに関する理解の促進に向け、心のバリアフリー推進講座に加え、とよた産業フェスタ等のイベント出展を積極的に進め、広く啓発していく。また、令和6年度中に作成予定の理解啓発動画を活用していく。 ・意思疎通の推進を図るため、手話や点字の体験会、意思疎通支援者養成講座など、意思疎通手段について学ぶ機会や支援者の確保に向けた取組を進めていく。 (福祉部 障がい福祉課) ・施設のバリアフリー化に関しては、愛知県「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」で整備方針等を定めており、愛知県主導のもと、パンフレットの配布等により届出制度の周知や整備基準への適合率向上に努めている。 (都市整備部 建築相談課)	・障がい理解・啓発促進事業費(1百万円)
12	重点項目	(12)	本市が主催するWRCを始めとするビッグイベントや周辺自治体におけるイベントにおいて、本市への集客増となる施策を展開すること。そして、市内商店街やスーパー等の独創性のある取組を後押しすることにより観光客の回遊性や利便性を高めることで、さらなる観光消費につなげるための持続可能な観光振興に取り組むとともに活力溢れる商業振興を図ること。	・WRC等の大きなイベント開催時には、本市のPRにつながるおもてなしイベントを中心に市街地を中心に実施するとともに、商業団体や周辺事業者等と連携を図り、観光振興や商業振興を促すことで市内全体での消費喚起につなげる。 (産業部 商業観光課)	・まちなか賑わい・回遊性向上(39百万円) ・観光まちづくり推進費(11百万円)
13	重点項目	(13)	中小企業・小規模事業者の振興のため、本市の特徴や強みを生かし、官民の多様な機関と連携をさらに進めること。また人材確保への支援、建設・物流の2040年問題、DX・GXの推進、賃上げ、事業承継、資金面・技術面など多面的な支援を行うとともに、その周知に努めること。	・国や県との情報交換、意見交換を行うとともに、豊田商工会議所、豊田信用金庫との包括連携協定に基づき、関係機関と連携して中小企業支援を行っており、今後も引き続き取組を実施していく。 ・担い手確保や経営力強化に向けて前向きに取り組む中小企業に対し、人材育成、人材確保、販路拡大、外部人材活用などの費用の一部を支援していく。とりわけ、建設、運輸業始めとする人材不足6業種を営む事業者を支援するため、人材確保、人材育成のほか、就業環境の改善に向けた働き方改革の取組に必要な経費の一部を対象とする補助率の上乗せを継続実施する。 ・就労支援室や女性しごとテラスを核に、若年者、女性、中高年齢者、外国人など対象者のニーズに合った就労支援に取り組んでいく。 ・地域産業の担い手確保を支援するため、高校生や大学生等に向けた市内就職のPRにより地元企業の魅力発信を支援していく。また、企業の人材確保力強化に向けた伴走支援等の実践を通じて、地域に必要な支援体制の強化を図っていく。 ・DXの推進については、デジタル人材の育成の支援等に取り組んでいく。 ・GXの推進については、創エネ設備の導入支援を改変し、再生可能エネルギー活用設備に加え、新たに水素など次世代エネルギーの利用に係る先進的な設備導入への支援制度を創設する。 ・資金面の支援については、令和7年度から施行する成長投資促進条例に基づく設備投資奨励金の補助率を引き上げ、中小企業等の設備投資の促進を図っていく。 ・とよた産業ナビホームページを始め、SNSやダイレクトメール等を活用し、各種支援策の周知を図っていく。 (産業部 産業労働課)	・人材活躍支援補助金(23百万円) ・経営力強化支援補助金(12百万円) ・若年者就労支援費(12百万円) ・就労支援室費(18百万円) ・定住外国人就労支援費(5百万円) ・女性就労支援費(48百万円) ・中高年齢者就労支援費(1百万円) ・人材マッチング支援費(28百万円) ・デジタル人材育成支援費(6百万円) ・新エネルギー活用促進補助金(200百万円) (債務負担行為) 期 間：令和8年度 限度額：150百万円 ・設備投資奨励金(50百万円) ・産業情報収集提供費(1百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
14	重点項目	(14)	地球沸騰化の時代を迎え気候危機は現実化しており、脱炭素社会へこれまで以上の取組を進める必要がある。本市においてもゼロカーボンシティ実現に向け、産学官民がさらなる連携を図り、積極的に新技術を導入し、GXを強力に推進すること。	・ゼロカーボンシティの実現に向けて、つながる社会実証推進協議会等のプラットフォームを活用し、関係企業との連携を推進しながら、民生部門や産業部門、運輸部門などの支援を実施していく。 ・また、市民、事業者、行政等で構成される「とよた・ゼロカーボンネットワーク」を中心に、節電や食品ロス削減等の行動実践を促す事業を展開していくとともに、民間企業等との連携や、県が主催する「あいち環境イノベーションコンソーシアム」や「矢作川・豊川CN推進協議会」などを通じて新技術の活用検討を図っていく。 (環境部 環境政策課、企画政策部 未来都市推進課)	・次世代エネルギーシステム推進費(30百万円) ・地球温暖化防止対策関連費(とよた・ゼロカーボンネットワーク負担金)(10百万円)
15	重点項目	(15)	単身高齢世帯などの増加により、今後、住宅確保要配慮者への支援が一層重要である。そのため、スピード感をもって住宅政策と福祉政策が一体となった入居から退去までのワンストップの相談支援事業を実施すること。また、セーフティネット住宅の登録制度の推進やその登録が進むまでの間を補うための家賃補助制度を創設すること。	・住宅確保要配慮者への支援は、居住支援協議会の構成員である居住支援法人や行政機関の各部局等が連携して実施していく。 ・セーフティネット住宅の登録を引き続き推進するとともに、家賃補助制度については、国の支援措置の動向を見極め、必要性を考えていく。 (都市整備部 定住促進課)	
16	重点項目	(16)	「SDGs未来都市」として「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある豊田市実現のため「とよたSDGsパートナー」の企業・団体等と協働で、SDGsの理念のさらなる理解啓発に努め、多くの市民が目標達成に向け行動できるよう早急に取り組むこと。また、市民によるSDGsの取組が進むよう、17ゴール・169ターゲットに関連する全ての分野においてSDGsポイントの付与メニューを大幅に拡大すること。	・とよたSDGsパートナー制度において自発的な取組を促進し、連携事業や発信機会を増やすことで、さらなるSDGsの理解と市民の行動変容促進を図っていく。 (企画政策部 未来都市推進課) ・様々な事業者にSDGsポイントの周知、導入支援等を行っていくことで、幅広い付与メニューが提供できるようにし、市民によるSDGsの取組を促進していく。 (環境部 環境政策課)	・SDGs推進費(171百万円) ・とよたSDGsポイント費(13百万円)
17	重点項目	(17)	子ども、高齢者、障がい者を始めとして市民の誰もが安心して暮らせる、安全・安心な犯罪と交通事故のないまちづくりを推進するため、防犯対策、交通安全対策を引き続き積極的に展開すること。	・愛知県警察、防犯協会など関係機関と連携を図り、第8次防犯活動行動計画(2025年度～2027年度)に基づく各種防犯施策を展開し、安心して生活することのできる地域社会の実現を目指す。 ・交通事故のうち、特に重傷化につながりやすい歩行者を保護する取組として、愛知県警察や委嘱事業所など関係機関、団体と協力して、歩行者保護モデルカー活動を継続して実施するとともに、全市で「とまってくれてありがとう運動」を展開していく。また、第11次交通安全計画を軸に、各種交通安全施策を展開し交通安全に取り組む意識を醸成していく。 (地域振興部 交通安全防犯課)	・自主防犯活動支援費(3百万円) ・犯罪抑止活動費(88百万円) ・防犯設備整備費補助金(14百万円) ・交通安全市民会議負担金(14百万円)
18	重点項目	(18)	中心市街地は、商業を始め各種業務や居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化と伝統を育み、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。再開発の象徴であるKiTARAは計画通りの集客には至っていないため、さらなる集客増に取り組むこと。また、市駅東口まちなか広場については、市民からの意見をもとに検討すること。	・第4期中心市街地活性化基本計画に基づき、KiTARAを始めとする再開発ビル等の各事業主体と連携を強め、中心市街地テナントミックス推進事業など集客の増加に繋がる取組を支援していく。 ・また、東口まちなか広場については、本市の玄関口に相応しい公共空間の整備に向け、これまでの広場実証実験の検証結果などをもとに、整備方針を検討していく。 (産業部 商業観光課、都市整備部 都市整備課)	・商業活性化推進交付金(25百万円) ・都心駐車場費(施設整備費)(77百万円) ・フリーパーキング費(138百万円) ・公共空間活用推進費(14百万円) ・都心環境計画整備費(212百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
19	重点項目	(19)	コロナ禍以降、暮らし方や働き方が大きく変化し、ワーケーションやテレワークの導入が進んでいる。この状況を大きなチャンスと捉え、関係・交流人口の増加、山村地域の強みの発信、移住者のニーズを的確に捉えることなどに取り組み、移住・定住したくなる魅力ある豊田市を構築すること。	・山村地域への移住・定住や関係人口づくりに向けては、おいでん・さんそんセンターの「総合相談窓口」等を通じて相談のあった内容を支所と共有するとともに、ニーズを的確に捉えた取組を地域と共に進めている。 ・首都圏や都市部在住者の地方移住への関心の高まりを移住につなげるために、首都圏をターゲットとしたプロモーションに取り組むほか、移住・定住対策については、総合相談窓口の運営のほか、空き家・空き地情報バンクや2戸2戸作戦宅地分譲事業の実施、山村地域活性化住宅の運営など、引き続き移住・定住を促進する取組を進め、移住者から選ばれる地域づくりを目指していく。 (企画政策部 企画課、都市整備部 定住促進課、地域振興部 地域支援課及び関係支所) ・ハローワークとの連携により、山村地域を中心とした企業や移住・定住者に対し、就労支援セミナーや就労マッチングイベントを実施するなど、雇用の拡大及び就労機会の創出を進めていく。 (産業部 産業労働課)	・都市と山村の共生推進費 (40百万円) ・住宅取得費補助金 (76百万円) ・定住促進費 (5百万円) ・山村地域等空き家再生事業補助金 (38百万円) ・空き家情報バンク登録促進事業費補助金 (4百万円) ・山村地域等空き家活用起業支援事業補助金 (1百万円) ・2戸2戸作戦推進費 (22百万円) ・定住促進プロモーション費 (14百万円)
20	市長公室	(1)	豊田市公式LINEによる様々な市政情報の発信が進む中、公式LINEの登録者も増加している。そこで、市民参画、市民意見の反映などについても、LINEのリッチメニューを活用していくこと。	・現在、パブリックコメントやEモニター制度、ホームページでのご意見・お問合せメールフォームにより市民参画、市民意見の反映を行っており、いずれの仕組みであってもメールなどにより、いつでも意見等を市へ送ることができるようにしている。 ・市公式LINEにおいては、リッチメニューに限らず、効果的な活用を検討していく。 (市長公室 市政発信課)	・ホームページ管理運営費 (15百万円)
21	市長公室	(2)	広報とよたデジタルブックの配信により、必要な情報のスマホ等での閲覧が可能となっていることから、現在行われている広報とよたの全戸配布の在り方について検討すること。	・令和4年度にデジタル化推進本部に「デジタルデバйд検討部会」を設置し、デジタル技術を利用できる人、できない人で享受するサービス等に差が生じないことを目指す姿とし、必要な取組を検討した。 ・引き続き部会で検討した施策等を具現化していく中で、広報とよたの全戸配布の在り方についても検討していく。 (市長公室 市政発信課)	・広報とよた等発行費 (83百万円)
22	企画政策部	(1)	南海トラフ沖でM8クラスの地震が30年以内に起こる確率は80%と言われており、猿投高浜断層帯による地震発生も危惧されている。その地震の規模は南部地域では震度6強が想定されている。また、市内随所に液状化危険度が極めて高い地域が存在する。液状化地域における立地適正化は極めて重要であるため、その地域においては建物の立地をでき得る限り適正化すること。	・立地適正化計画の防災指針において、液状化危険度が高いエリアが存在する地域については、適切な災害リスク情報を発信することで 防災知識の普及及び防災意識の醸成を図るとともに、地域・住民の迅速な避難行動や平時からの備えを促していく。 (企画政策部 都市計画課)	
23	企画政策部	(2)	人口減少・少子高齢社会においても、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するため「連携中枢都市宣言(連携中枢都市が圏域全体の経済を牽引し、住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思表示)」をし、連携協約締結をするとともに、連携中枢都市圏ビジョンを策定し、本市が拠点となる連携中枢都市圏を形成すること。	・連携中枢都市圏については、広域連携の手法の一つと認識しているが、本市周辺には比較的規模の大きな自治体が集まっており、それぞれが都市圏を形成していたり、独自に自立的な都市経営を行っていたりするため、連携中枢都市圏の枠組にとらわれず、さまざまな分野で広域連携を進めていく考えである。 (企画政策部 企画課)	
24	企画政策部	(3)	高齢化や運転免許証の自主返納が進む中、移動が難しい市民が継続的に保健福祉や行政サービスを受けられる環境の整備が必要である。そこで、広大な市域をカバーするため、車内で保健指導や健康相談などのサービスを提供する「保健福祉MaaS」や行政サービスを提供する「行政MaaS」の導入を検討すること。	・つながる社会実証推進協議会のプラットフォームを通じ、次世代モビリティやシェアリングの活用、自動運転といった様々な先進技術実証の推進や多様なモビリティの活用方法を検討することで、高齢者など、誰もが楽しく快適に移動できる社会の実現を図る。 (企画政策部 未来都市推進課)	・先進技術等移動支援事業費 (189百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
25	企画政策部	(4)	過疎化対策として「第5次過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、過疎地域とされた4地区への移住あるいは就労者に対して奨学金返還支援制度を創設すること。	・山村地域への移住者や就労者については、おいでん・さんそんセンターの「総合相談窓口」を通じて、住まいや生業、暮らしに関する相談や補助金などの各種支援制度の紹介のほか、関係機関への取次など、山村地域での暮らしに関する総合的な相談や支援を行っている。奨学金返還等の支援については、国・県の過疎化対策の動向を注視していく。 (企画政策部 企画課)	
26	企画政策部	(5)	持続的な山村地域づくりのため、空き家情報バンクを活用した移住・定住促進や関係・交流人口の拡大などに取り組むこと。また、人口減少やそれにともなう生活機能の低下といった実状を踏まえ、子どもを含む地域住民が集落の生活圏の将来像について考え、合意形成を目指すための支援など、さらなる山村地域の振興施策を推進すること。	・持続的な山村地域づくりの実現に向けては、おいでん・さんそんプランに位置付けられた「地域ぐるみの移住・定住の促進」、「都市と山村の交流を通じた関係づくり」、「持続可能な地域経営の推進」などの取組方針に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めていく。 ・また、自らの地域について具体的に考え、地域ぐるみの主体的な活動が展開されるよう「地域自治システム」を基に地域と連携して取組を進めていく。 (企画政策部 企画課、地域振興部 地域支援課及び関係支所)	・都市と山村の共生推進費(40百万円) ・定住促進費(5百万円) ・山村地域等空き家再生事業補助金(38百万円) ・空き家情報バンク登録促進事業費補助金(4百万円) ・山村地域等空き家活用起業支援事業補助金(定額)(1百万円) ・2戸2戸作戦推進費(22百万円)
27	企画政策部	(6)	健全財政を維持するため、公共施設等へのネーミングライツ導入や現行の広告掲載事業のさらなる推進により、財源確保に取り組むこと。	・広告事業については、これまで着実な成果を挙げており、令和6年度は、窓口封筒への広告掲載やデジタルサイネージを活用した広告表示など、計16件の事業を実施する見込みである。 ・令和7年度についても、これまでの取組を評価、検証しつつ、引き続き広告掲載事業を推進していく。 ・また、広告料として市に歳入されるもののほか、広告掲載による印刷物無料発行等の取組も進めている。 ・なお、ネーミングライツについては、歳入確保策の取組の一つとして認識しているが、その他の取組も含めて費用対効果を十分検証することが必要と考えている。 (企画政策部 財政課)	
28	企画政策部	(7)	宅地供給不足による若い世代の人口流出を防ぐため、居住誘導拠点等において市民ニーズに応えられる宅地供給を推進すること。	・市民ニーズを捉えながら、拠点やえきちか居住誘導エリアを中心に、生活利便性の高い地区への居住の集積や、宅地の高度利用により、適地での宅地供給を図っていく。 (企画政策部 都市計画課)	
29	総務部	(1)	市役所窓口において聞こえづらい市民とのスムーズな意思疎通のため、軟骨伝導イヤホン等の聴覚支援機器を窓口に設置すること。	・令和6年度にヘッドフォン型集音器を市民部と福祉部の所属に設置している。 ・引き続き関係所属と連携しながら、望ましい機器やサービスの研究を継続し、誰もが安心して円滑な意思疎通ができる窓口を目指していく。 (総務部 財産管理課)	
30	総務部	(2)	野生鳥獣被害に困っている市民に対し、相談支援や施策を検討する部署を設置し、幅広い対策を展開すること。	・新たな部署を設置することは考えておらず、産業部や環境部を始め各所管部局が連携しながら専門的な見地から鳥獣対策に資する事業を展開していく。 ・また、必要に応じて庁内関係部署や警察・猟友会を始めとした関係機関への連絡、自治区を通じた周辺住民への注意喚起のほか、状況に応じて、追い払いや捕獲を実施していく。 (総務部 行政改革推進課、産業部 農業振興課、環境部 環境政策課)	・野生生物共生費(1百万円)
31	総務部	(3)	デジタル化が進んでいる昨今、生成AI等がより身近な存在になったため、DXをより一層推進し、業務の効率化に取り組んでいかなければならない。そのためにも、全職員のデジタル技術のレベルアップと新たに必要となるスキルを習得したデジタル人材の育成に取り組むこと。	・令和6年度に策定したDX人材育成方針に基づき、経営層・管理職を含む全職員及び各部局のDXを牽引する高度人材の両者の育成に取り組んでいく。 (総務部 人事課、情報戦略課)	デジタル化・スマート化推進費(250百万円) ・一般研修費(21百万円) ・自己啓発研修費(2百万円) ・部局研修費(2百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
32	総務部	(4)	市民の利便性をさらに向上させるため、スマート窓口の取組を進めること。また、デジタル化が進む中、高齢者や障がい者などデジタル機器の扱いに不慣れな市民も、デジタルの恩恵を平等に受けられるようデジタルデバйд対策としてデジタル活用支援員を小学校単位で早急に配置すること。	・引き続き庁内関係部局とスマート窓口の拡充に向けた具体策の検討を進め、必要となる取組を順次実施していく。 ・また、デジタルデバйд対策については、交流館でスマホ教室等を実施するなど、引き続き関係部署や民間企業とも連携しながら支援策等を講じていく。 (総務部 情報戦略課)	デジタル化・スマート化推進費(250百万円)
33	総務部	(5)	契約事務については、総合評価方式等、市民感覚にあった適正な価格、公平、公正、透明性の高い入札制度の探求に努めること。また、入札不調については、その削減のため原因調査等を行うとともに、工事時期の平準化及び適正単価の設定などの対策を取ること。そして、市内業者優先度を高め、地域経済の活性化に努めること。	・本市の入札制度は「公平性、公正性、透明性」に優れた一般競争入札を原則としている。また、適正価格と品質確保の両立を目的として、総合評価方式、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しているが、豊田市公契約条例に基づき、引き続き適正な入札制度の探求に努める。 ・入札不調の発生は、その原因として技術者不足、積算価格と取引価格の乖離等が挙げられるが、これまでに「現場代理人の常駐義務の緩和」、「最新単価の適用の徹底」、「工事時期の平準化」、「不落随契制度の活用」、「入札参加要件の見直し」等の対策を講じ、不調・不成立発生の低減に努めている。今後も個別の案件の内容によって、履行品質の確保を前提に、制度を随時見直していく。 ・地域経済の活性化についても同条例に基づき、事業者の協力を得ながら、引き続き市内業者優先の取組を進めていく。 (総務部 契約課)	
34	総務部	(6)	職員は市民に寄り添う姿勢を忘れることなく、事務ミスを防ぐために丁寧な仕事を常に意識しながら、市民満足度の向上に努めること。また、変革の時代にあっては、専門性を持つ職員の雇用も視野に、複雑化する課題に対応し得る職員のさらなる育成に努め、市民のための行政運営を行うこと。	・事務ミス撲滅に向けて、事務改善委員会において原因分析、再発防止策の検討及び対応策の全庁共有を徹底するとともに、内部統制の強化を目的とした業務プロセスの点検・評価を行い、不祥事や事務ミスのリスク低減及び事務の効率化に努めていく。 ・毎年行っている窓口アンケートや意識啓発強化週間、研修の実施等を継続し、市民満足度の向上を図っていく。 ・また、専門性を持つ職員の確保、複雑化する課題に対応し得る職員の育成に関しては、現在行っている社会人採用や副業人材採用等のさらなる活用に努めるとともに、DX人材を始め、専門性の高い人材の育成の体系化を図っていく。 (総務部 行政改革推進課、人事課)	
35	総務部	(7)	健全な財政運営推進のため、未利用財産の活用の推進を図ること。そのため、空き公共施設や跡地利用については、各部局と連携し効率的で価値的な利用を早急に推進するとともに「マイナス入札」の手法も取り入れること。	・未利用財産戦略的利活用指針に基づき、空き公共施設や跡地利用については、普通建設事業マネジメント体制により、各部局と連携し、多様な利活用の促進を図る。 ・マイナス入札については、物件の特性を踏まえながら、個別に検討していく。 (総務部 財産管理課、企画政策部 資産経営課)	・財産管理費(57百万円) ・公共建築物最適化推進費(未利用財産利活用推進費)(10百万円)
36	総務部	(8)	尿漏れパッド等を使用している人が、外出先でも安心してトイレを利用できるよう、公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスを積極的に設置していくこと。	・施設の利用状況等を勘案し、施設管理者の判断で必要に応じてサンタリーボックスの設置を検討する。 ・市役所本庁舎の多目的トイレにはサンタリーボックスを設置している。 (総務部 行政改革推進課、財産管理課)	
37	総務部	(9)	公用車の事故については、引き続き確固たる成果がみられる事故防止対策、事故撲滅対策を推進するとともに、公用車の管理についても適切に行うこと。また、市民の模範となるよう職員の運転モラルのさらなる向上を図ること。	・公用車の事故防止対策、事故撲滅対策については、豊田市職員安全運転推進委員会の下、全庁に安全運転推進体制を組織し、年間事故抑止目標を掲げ、以下の取組を行うことで、職員のモラルを向上させ、公用車事故の撲滅を図っていく。 ・職員の安全運転管理を行う立場である、所属長及び正副安全運転管理者を対象に安全運転講習を受講させ、組織的な安全運転モラル向上を図る。 ・安全運転講習、自動車学校での運転実技講習、eラーニング学習、各所属での安全運転同乗チェック及びドライブレコーダーを用いた平常時運転チェックなどの実施により、職員の運転技術及び安全意識のレベル向上を図る。 ・事故当事者への対応としては、ヒアリングを実施し、事故状況把握及び原因分析を行うとともに、自動車学校における運転適性検査及び運転実技講習を受講させることなどにより、事故再発防止の対策を講じる。 ・公用車管理については、車検・点検、その他の整備を確実に実施するとともに、適正な車両台数を保持し、車両の電動化、小型化、安全運転装置の装備率の向上を図る。 (総務部 庶務課、人事課)	・安全運転推進費(4百万円) ・車両管理費(113百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
38	市民部	(1)	中古自動車販売店が商品として展示しているナンバープレート付き軽自動車の課税免除については、豊田州市税条例で規定されている。しかし、本市では判例を基に課税を行っており、中古軽自動車流通の円滑化を妨げる要因ともなっている。そこで、条例を実行に移すための要綱を早急に策定し、課税を免除すること。	・商品であって使用しない軽自動車等の課税免除については、豊田州市税条例に規定されており、実行している。 ・課税免除の対象は、判例等を参考に、車両番号(ナンバープレート)の指定を受けてない車両と判断して条例の規定を実行しており、現行の運用を継続していく。 (市民部 市民税課)	
39	市民部	(2)	全市民のマイナンバーカード取得を目指し、引き続き発行及び公金口座と健康保険証の連携への支援に取り組むこと。また、マイナンバーカードを活用したサービスの拡大に取り組むこと。そして、マイナンバーの利用、管理において人的ミスや故意による情報漏えい等が起こらないよう、防止対策と職員の教育を行い、セキュリティ対策に万全を期すこと。さらに、マイナンバーカードのiPhone搭載が開始されることから、スマートフォンへのマイナンバーカード搭載への支援を行うこと。	・マイナンバーカードの取得促進については、市役所本庁舎のカード交付窓口での休日窓口を継続するほか、支所・出張所、福祉施設等での出張申請窓口を開設する。 ・公金口座や健康保険証登録の操作支援については、カード交付窓口にて常時対応している。また、iPhone搭載については、国からの情報収集に努め、市民の問合せに対応できるようにしている。 ・マイナンバーカードの利活用については、国においてスマートフォンへの機能搭載、健康保険証や運転免許証との一体化などの活用が進められているため、これらの動向を踏まえつつ、市民サービスの向上、業務効率化の観点から実証などに取り組んでいく。 ・特定個人情報の取扱いについて、人的ミスなどによる情報漏えいを防止するため、個人情報保護基本要綱や特定個人情報保護評価書に基づいて厳格に運用するとともに、今後も定期的に職員教育を行う。 ・外部に送信するデータ内に個人情報が含まれていないかチェックするツールを導入し、技術的な対策を講じるとともに、情報セキュリティに関する研修や内部点検を実施し、職員の知識及び意識の向上を図る。 (市民部 市民課、総務部 法務課、情報戦略課、情報システム課)	・個人番号カード交付事務費 (124百万円) ・デジタル化・スマート化推進費(250百万円) ・次世代通信網・データ活用推進費(71百万円) ・情報セキュリティ推進費(88百万円)
40	市民部	(3)	行政窓口の担当者が大切な人を亡くされたばかりの遺族の状況を少しでも理解した上で、話を聞くことは悲しみを和らげる一助となる。そのため、お悔やみコーナーの窓口を担当する職員がグリーフケアのセミナー等を受講し、家族を亡くした市民に寄り添う対応ができるよう取り組むこと。	・おくやみコーナーは、大切な人を亡くされた御遺族が少しでも不安や負担なく市役所の手続きを行っていただくために設置しており、日ごろから御遺族に寄り添った対応を心がけている。引き続き業務知識の習得を始め、様々な研修を受講するなど、より質の高い対応ができるよう努める。 (市民部 市民相談課)	
41	市民部	(4)	相続登記の申請義務化は、所有者不明土地の解消を目指す重要な政策であるとともに、本市にとっても、課税先が明確になることにより固定資産税の確保が期待できるため、積極的な広報活動を行うこと。	・名古屋法務局豊田支局と協働して、固定資産税・都市計画税納税通知書へ相続登記の申請義務化のお知らせを掲載し、所有者不明土地の解消に向けた取組を行う。また、市ホームページに名古屋法務局のお知らせやリンク先を掲載している。窓口においても名義変更等の相談時に紹介しており、引き続き協働して周知していく。 (市民部 資産税課)	
42	地域振興部	(1)	本市では、気象防災アドバイザーからの防災気象情報の提供により被害の未然防止につながった経験から、その重要性は認識されている。しかしその役割は、災害時における防災気象情報の提供のみでなく、日常的な観測や各所への情報伝達、蓄えた知識の市民への啓発、子どもたちへの防災教育など幅広く、こうした平時からの取組を継続的に重ねていくことは地域の防災・減災力を増すことになる。そこで、気象防災アドバイザーを常駐職員として採用及び育成すること。	・「災害時等における防災気象情報の提供」や「警報・注意報発表基準へのアドバイス」等、必要に応じた対応しているが、気象防災アドバイザーの負担やコストの観点から、最も効果的であると考えており、気象防災アドバイザーの常駐化については、現時点では考えていない。 ・本市の気象防災アドバイザーは、高齢であるため、今後、洪水や土砂災害等の様々な災害リスクを抱える本市の地域特性や地理に精通した後継者の確保が課題であることを踏まえ、常駐化している他自治体の状況や課題を整理し、今後の任用形態について検討していく。 (地域振興部 防災対策課)	
43	地域振興部	(2)	災害用備蓄品管理については、平時は数量や賞味期限などの管理、災害時は配布先や補充の確認等がシステム上ででき、円滑な備蓄品管理に効果があることから、DXを導入すること。	・本市では、既に国が整備した物資の調達・輸送等に必要な情報を共有可能な「物資調達・輸送調整等支援システム」を、令和2年度から運用を開始し、災害時の円滑な受援体制の構築や災害用備蓄品の管理を行っている。今後は、防災DXを活かして、災害用備蓄の数量や賞味期限などが管理できるシステムの導入について検討を進めていく。 (地域振興部 防災対策課)	

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
44	地域振興部	(3)	避難行動の遅れが課題となっていることから、適切な避難行動につなげるマイタイムラインや避難行動要支援者が確実に避難するための個別避難計画の作成を推進すること。	・適切な避難行動に繋げるマイ・タイムライン作成支援については、地域の状況や要望等に合わせて柔軟に対応するなど、住民のニーズを踏まえた効果的な作成支援に一層力を入れていく。その際、愛知工業大学やNPO法人愛知ネットとの連携により実施していく。 ・また、マイ・タイムラインについて、「緊急メールとよた」と「ヤフー防災速報アプリ」のシステム連携の機会を捉えて、「ヤフー防災速報アプリ」に備わっている「タイムライン作成機能」を活用することとし、引き続き、出前講座等において、受講者のニーズに合わせて、啓発していく。 (地域振興部 防災対策課) ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成については、引き続き自治区長や民生委員に作成の必要性や手法等を説明するとともに、必要に応じて個別に地域へ説明に入るなど、地域と共働し推進していく。 (福祉部 よりそい支援課)	・防災啓発費(10百万円) ・避難行動要支援者対策費(3百万円)
45	地域振興部	(4)	災害時に正確な情報を迅速かつ分かりやすく伝えるため、道路や建物などの被害状況や避難所の開設状況等を分かりやすく表示するスマートフォン用アプリを導入すること。	・災害協定を結んでいるLINEヤフー(株)の「ヤフー防災速報アプリ」において、「避難場所マップ」から、豊田市が指定する避難場所の情報を地図上で確認することが可能となっている。 ・また、令和6年度から「緊急メールとよた」で配信している防災情報を、LINEヤフー(株)の「ヤフー防災速報アプリ」と「ヤフージャパンアプリ」でプッシュ通知できるようシステム連携をしている。 (地域振興部 防災対策課)	・防災設備維持管理費(32百万円)
46	地域振興部	(5)	交通安全対策については、安全意識向上のための施策を積極的に推進すること。そして、歩行者や自転車利用者の安全を確保するための信号機の設置や歩道整備、交差点改良を進め、市民の命を守る取組を引き続き行うこと。また、自転車と特定小型原動機付自転車の全ての利用者に、乗車用ヘルメット着用を周知すること。	・「とまってくれてありがとう運動」及び「歩行者保護モデルカー運動」を推進し、歩行者優先意識の醸成を図っていく。 (地域振興部 交通安全防犯課) ・地域要望に基づき、歩行者や自転車利用者の安全確保に向け、県公安委員会に対し、信号機、特に歩行者用信号機の早期設置を要望するとともに、交通量や危険度などを踏まえ策定した整備プログラムにより歩道設置や交差点改良を進めていく。 (地域振興部 交通安全防犯課、建設部 土木課) ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度の周知及び自転車安全利用講習等を通じて、特定小型原動機付自転車も含めた交通ルール、安全利用の意識を高め、乗車用ヘルメット着用の向上を図っていく。 (地域振興部 交通安全防犯課)	・交通安全市民会議負担金(14百万円) ・歩道設置費(391百万円) ・歩行者・自転車通行環境整備費(35百万円) ・交通安全学習センター管理運営費(196百万円) ・自転車乗車用ヘルメット購入費補助金(7百万円)
47	地域振興部	(6)	通学路の安全対策は喫緊の課題である。そのため、時間帯通行規制及び走行速度が遵守されるよう警察との連携強化を図ること。そして、通園・通学路、散歩経路の安全対策における地域要望については迅速に対応し、子どもたちの安全を確保すること。	・地域要望等に基づく通園路、通学路及び散歩経路等の緊急性・重要性の高い路線については、警察と連携して、交通規制も含めた交通安全対策を迅速に実施していく。 (地域振興部 交通安全防犯課) ・通学路交通安全プログラムに基づき、国・県・警察の関係機関との連携による通学路の整備促進、安全確保及び交通安全意識の向上を図っていく。 (教育部 学校教育課)	・事故防止対策費(263百万円) ・通学路整備費(62百万円)
48	地域振興部	(7)	自宅への侵入盗など地域における犯罪の未然防止を図るため、防犯カメラの設置などへの補助制度を創設すること。また、さらなる警察力強化のため、県に対し警察官の増員を要望すること。	・住宅対象侵入盗などの未然防止を図るためには、犯人を地域に近づかせないことが重要であり、自治区等を対象とした補助金制度により、引き続き街頭の防犯カメラの設置を支援していく。個人宅の防犯対策については引き続き啓発により行動を促すこととし、補助制度の創設は考えていない。 ・豊田警察署の警察官一人当たりの負担人口は、愛知県内でも特に多いと認識しているため、引き続き警察官の増員等、警察力強化に関する要望を行っていく。 (地域振興部 交通安全防犯課)	・防犯設備整備費補助金(14百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
49	生涯活躍部	(1)	男女共同参画の取り組みの推進には、自治体を始め商工会議所、自治会、防災会議など様々な場面で女性の意見を反映させることが重要である。そこで、意思決定に関わるポストへの女性の参画拡大を推進すること。	・令和6年度に策定予定の(仮称)クローバープランⅤ(第5次男女共同参画プラン)に「審議会等における女性参画の促進」など意思決定過程への女性の参画拡大を位置付け、取組を推進していく。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・啓発費(1百万円)
50	生涯活躍部	(2)	10代～20代は生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する重要な時期であるため、生理の重要性、体重管理等のヘルスリテラシー、思春期のメンタルヘルス、自分の身体についての自己決定権(リプロダクティブヘルス&ライツ)、予期せぬ妊娠や性感染症の予防、避妊方法を含めた性に関する教育など健康教育に取り組むこと。また、女性の健康に関する各種の相談・診断について、アプリやオンライン相談等の体制整備に取り組むこと。	・市民に対する健康づくりは、健康づくり豊田21計画(第四次)の啓発を進めながら、各事業の推進を図っていく。 (保健部 健康政策課) ・自分の体と心の変化や男女の「性」について正しく理解すること、自分の存在や恋愛、結婚を肯定的に捉えること、男女が互いに尊重し合う気持ちを養うことを目的に、主に中学3年生を対象とした性教育事業として、思春期教室を実施している。 (こども・若者部 こども家庭課) ・女性の健康に関する相談は、引き続き女性のための電話相談室「クローバーコール」で実施していく。 ・「クローバーコール」の相談方法は、現在電話のみの対応となっているが、オンライン相談等については、必要に応じて検討していく。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・健康づくり豊田21計画推進費(2百万円) ・思春期教育費(1百万円) ・相談費(2百万円)
51	生涯活躍部	(3)	従来の身体や生殖の仕組みだけでなく、人間関係や自己決定、ジェンダーの理解、感染症と性に関する健康、性暴力と安全確保、人間としての幸せなど「人権尊重」の観点から幅広いテーマを扱う包括的性教育をキラッとよたを中心として、全庁を挙げて幅広い世代に展開すること。	・令和6年度に策定予定の(仮称)クローバープランⅤ(第5次男女共同参画プラン)において、取組の方向性として「人権と多様な性への理解促進」を掲げ、人権や多様な性に対する正しい理解が深まるよう、地域住民を対象に必要なに応じてテーマごとに啓発活動や講座等を実施していく予定である。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・相談費(2百万円)
52	生涯活躍部	(4)	生理の公平の実現に向けて、生理用品の無償配布については、学校や公共施設、不特定多数の人が利用する施設の女性トイレへの生理用品の配備に取り組み、必要な時に誰も困らない社会を目指すこと。また、女性だけでなく社会全体で生理についての正しい知識の普及や理解促進を進め、必要な時には生理休暇を取得でき、また生理痛や生理による体調不良の軽減に有効とされるピル使用の金銭的・精神的負担軽減への対策を講じるなど、社会全体で生理の公平に取り組むこと。	・公共施設等のトイレに生理用品を配備することは、現段階では考えていない。なお、女性が抱える様々な悩みを解消するため、公共施設のトイレに専門相談電話カードを設置し、とよた男女共同参画センターで実施する女性専門相談を案内する。これにより、相談者の不安に寄り添いながら、女性特有の悩みや相談者に必要な支援について丁寧に話し合い、不安を解消するとともに、しかるべき専門窓口の紹介を行う。 ・学校の生理用品配備は、全校で保健室に常備しており、トイレへの配備は、状況を踏まえながら、総合的に判断していく。 ・女性が働きやすい環境を整えるため、専門家を派遣することで企業等が生理休暇制度の策定などについて相談ができる働き方改革アドバイザー・講師派遣制度を引き続き実施する。 (生涯活躍部 市民活躍支援課、総務部 行政改革推進課、財産管理課、教育部 保健給食課、産業部 産業労働課)	・働き方改革推進費(アドバイザー派遣費)(1百万円) ・働き方改革推進費(啓発事業費)(4百万円) ・働き方改革推進支援補助金(9百万円) ・相談費(2百万円) ・啓発費(1百万円)
53	生涯活躍部	(5)	深刻化するDV被害者支援のために、相談窓口と保護等の措置までがワンストップで行える機能を持つ、本市独自のDV相談支援センターを設置すること。	・DV被害者支援については、豊田市要保護児童・DV対策協議会の実務者会議である「DV対策部会」を設置し、警察、県、市、母子生活支援施設などの関係機関が情報の共有を図るとともに、相談から保護までの対応を迅速に行い相談者の安全を確保する連携体制が構築されているため、本市独自のDV相談支援センターを設置することは考えていない。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・相談費(2百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
54	生涯活躍部	(6)	本市が全国初の自治体主催者として開催した2023年のWRCは、諸課題はあったものの、有料観客席来場者数90,300人、イベント会場来場者数72,400人、沿道応援者数374,200人と国内外から多くの来訪者を迎え、経済波及効果は約80億円となり、一定の成功を収めた。身近な場所で多くの方にラリーを観戦していただくための豊田スタジアムを会場としたSSSの開催については、さらなる集客増と市民と関係者に丁寧な説明を行うなど共感を広げるための取組を続けながら、今後も来訪者がWRCを通して五感で本市の魅力を感じて頂けるよう、これまで以上に情報を発信し「ラリーの聖地」として世界から認知されるようWRCの継続開催を目指すこと。	・2025年大会では豊田スタジアム内への競技コース設置は考えていないが、多くの市民やラリーファンが魅力を体感し、楽しめる新コースの設置やセレモニーの実施など、世界に誇れる大会づくりを目指していく。 (生涯活躍部 ラリーまちづくり推進課)	・世界ラリー選手権開催推進費(909百万円)
55	生涯活躍部	(7)	現役時代に培ったスキルの棚卸しや相談から活躍につなげるまで、ワンストップで対応する「高齢者活躍地域相談センター」を設置するとともに、高齢者を受け入れる各種団体と同センターが定期的に連携する「高齢者活躍推進連携協議会」を設置すること。	・一人ひとりの高齢者が抱える現状、課題、希望は多種多様であることから、ワンストップで総合的に活躍支援を行うことは難しい状況であるため、シルバー人材センターによる就労機会のマッチングや交流館による社会参加のマッチングといった具体的な支援に加え、様々な分野で活躍できる施設や窓口を紹介する「セカンドライフガイドブック」を活用し、関連施設が連携して、高齢者の活躍につなげていく。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・シルバー人材センター運営補助(1百万円) ・高齢者能力活用推進費補助金(86百万円)
56	生涯活躍部	(8)	子どもの母語教育にとっては、家庭の中で保護者が一番自信のある言語を使い会話することが、子どもの母語保持に大切であることを広く周知するとともに、家庭への母語教育啓発に取り組むこと。また、外国にルーツを持つ子どもを育てる家庭を支援するため、妊娠期から子どもが自立する時期までの関係する全ての部署が情報を共有し、課題解決に取り組むこと。	・母語保持の重要性の周知及び家庭への母語教育の啓発については、幼児向け日本語教室や多文化子育てサロンのほか、保育士を対象とした研修機会を通じて、保護者や支援者など、こどもの成長を身近で支える大人を中心に、継続して取り組む。 (生涯活躍部 国際まちづくり推進課・こども・若者部 保育課) ・外国にルーツを持つこどもも含め、こどもを育てる家庭への支援については、こども・若者計画推進のための庁内会議等を通じて、各所属の取組及び課題を共有し、連携して解決に取り組む。 (生涯活躍部 国際まちづくり推進課、こども・若者部 こども・若者政策課、こども家庭課)	・幼児の日本語学習環境整備事業費(3百万円) ・多文化子育て支援事業費(1百万円)
57	美術・博物部	(1)	豊田市美術館・博物館においては、より多くの市民が気軽に足を運ぶとともに、市外から多くの来館者が集まることで、まちの賑わい創出にもつながることから、年間パスポートの普及啓発を図ること。また、市民が美術館・博物館に何度でも足を運ぶきっかけとなるよう、年に1回市民に招待券を配布すること。	・年間パスポートの普及を図るため、展覧会内容の充実をはじめ、気軽に参加できる事業や美術館・博物館の2館の庭園を活用したイベントなどを開催して両館の魅力を高めるとともに、来館者や企業・団体等に、博物館・美術館・民芸館の3館共通年間パスポートを積極的にPRし3館の回遊性を高め、まちの賑わい創出にも繋げる。 ・市民に招待券を配布する予定は無く、市民が美術館や博物館に何度でも足を運ぶきっかけとなるよう、パスポートの価格を抑えて特典を増やすなど、販売枚数を増やす取り組みを行っている。 (美術・博物部 美術館)	・高橋節郎館活動費(3館連携事業費)(3百万円)
58	美術・博物部	(2)	障がいの有無に関わらず誰もが楽しめるユニバーサルな美術館・博物館を目指し、視覚障がい者に向けて全ての情報を音声ガイダンスで提供するスマートフォン用アプリNaviLensを活用すること。	・美術館・博物館ではボランティア、受付・看視スタッフ、展示ガイドによるユニバーサル対応を進めていると共に、音声機器や二次元コードによる音声ガイドも実施している。 ・二次元コードの活用については利用者の意見を踏まえつつ、より有効な手法を調査していく。 (美術・博物部 博物館)	
59	美術・博物部	(3)	博物館が社会的・地域的な課題解決に向けた役割を果たすため、社会から孤立しがちな若者や高齢者等に対し「居場所」提供に取り組むこと。	・博物館や美術館はすべての人に開かれた施設であり、多様な市民が集い活動する場でもある。展覧会や教育普及事業、イベント等の開催により、交流や活動機会の場を提供するとともに「居場所づくり」や「つながりづくり」にも寄与している。 ・特に博物館の「とよはくパートナー」や美術館の「作品ガイドボランティア」の活動には若者から高齢者まで幅広く参加しており、両館を「居場所」として社会参加や自己実現等を図ることを目的に、活動の継続と充実を図れるよう努めている。 (美術・博物部 博物館、美術館)	・パートナー運営費(2百万円) ・講座等開催費(2百万円) ・教育普及活動費(託児サービス報償費等)(1百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
60	こども・若者部	(1)	子どもたちが自由で安心して過ごし、大人の目が行き届く環境で、学習習慣の定着を図るとともに、同世代の友達や大人との信頼関係を築きながら、生活習慣や他者への思いやりを学ぶ場となる第3の居場所を設置すること。	・令和6年度に策定予定のこども・若者計画の重点プロジェクトにおける「多様なこどもの居場所づくりの推進」を進めていく中で、地域の企業・事業所など多様な機関と連携し、こどもたちが同世代や大人とふれあうことができ、遊びや体験を通じて様々な学びや経験ができるような居場所づくりに取り組んでいく。 (こども・若者部 こども・若者政策課)	・子どもの居場所づくり推進費(33百万円)
61	こども・若者部	(2)	児童虐待においては、子どもの状況を一番把握できる豊田市役所が、主体的に継続して家族ごと支援すべきである。そこで、豊田市として児童相談所を設置すること。	・本市を管轄する県の児童相談所は、本市とみよし市の2市を管轄しており、管轄人口約48万人のうち約9割が豊田市民である。 ・県の児童相談所とは、令和3年度に「市と児相の虐待対応等の連携に関するガイドライン」を策定し、両者の役割分担・連携強化の体制を整えている。当該ガイドラインでは、深刻な虐待ケースへの行政権限を用いた重点的な対応を県児童相談所が担い、本市は市民に一番身近な公的機関として、子どもの健全育成のための家庭支援、妊婦への支援を担うとしている。 ・こうしたことから、児童虐待防止に向けて本市が最も取り組むべきことは、子育て家庭への寄り添い支援を強化し、児童虐待の未然防止に努めることであり、現時点では児童相談所の設置は考えていない。 (こども・若者部 こども家庭課)	
62	こども・若者部	(3)	県立豊田西高等学校の夜間中学校は、中学校を卒業していても不登校などの理由で十分に通うことができなかった人たちの学び直しの場に加え、第3の居場所としての役割も期待されるため、愛知県とともに広く周知に努めること。	・こども・若者総合相談センターにおける相談対応等をはじめとする各種機会を通じて、夜間中学校の機能の周知に努めていく。 (こども・若者部 こども・若者政策課)	
63	こども・若者部	(4)	結婚を希望する若者の出会いをサポートするため、デジタルを活用したプラットフォームを提供すること。また、結婚支援と空室が続く市営住宅活用のため、民間事業者に市営住宅の部屋を貸し付けてリノベーションしてもらい、結婚応援住宅として割安な賃貸住宅として貸し出す仕組みを創設すること。	・デジタルを活用したプラットフォームについては、広域的に行うことでより効果が高まると認識しており、県が実施するAIを活用したオンライン婚活事業「あいち結婚サポートセンター『あいマリ』」の利用促進を図るため、当該事業の周知に努めていく。 (こども・若者部 こども・若者政策課) ・市営住宅の一部に家族形成期支援住戸を定め、結婚や子育て等により家族を形成する時期にある世帯向けに割安な賃貸住宅として活用をしており、今後も目的に沿った適切な運用を続けていく。 (都市整備部 定住促進課)	・市営住宅管理事務費(330百万円)
64	こども・若者部	(5)	独身の男女が妊娠の計画の有無に関わらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持つことにより、健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にするための健康管理を促す取組である「プレコンセプションケア」への支援として、相談窓口の開設、妊娠可能性検査の補助、小中特別支援学校へのプレコン出前講座等を実施すること。	・プレコンセプションケアの推進は、令和6年度に策定予定のこども・若者計画においても取組事業として位置付けており、相談窓口の開設や妊娠可能性検査の補助等の実施について、今後関係部署や関係機関と連携し、検討していく。 (こども・若者部 こども家庭課、教育部 学校教育課)	
65	こども・若者部	(6)	出産・子育て応援給付金は伴走型相談支援事業の実効性を高めるため、出産育児関連用品、家電用品等に加え、産前・産後ケアや家事支援サービス、育児不安への支援等をまとめたメニューに使える電子クーポンでの支給に移行すること。	・令和7年度から「出産・子育て応援給付金」に代わり、「妊婦のための支援給付」が開始される。本給付は、「子ども・子育て支援法」に基づいており、支払方法が「現金その他確実な支払の方法で内閣府令で定めるものにより支払うものとする。」とあり、また現金給付を望む声も多いことから、現金給付を継続していく。 (こども・若者部 こども家庭課)	・出産・子育て応援給付金給付事業費補助金(29百万円) ・妊婦のための支援給付金給付事業費補助金(253百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
66	こども・若者部	(7)	5歳は社会性が高まり発達障がい認知されやすい時期であること等を踏まえ、発達障がいなどを早期に発見し、安心の就学（小学校入学）につなげるために「5歳児健診」を実施すること。また、保護者は子どもの発達障がいを受入れられないことがあり、必要な支援につながらない場合がある。このような保護者に寄り添い障がいの理解を深め、子どもを支援につなぐシステムを構築すること。	・各種健診等の様々な機会を活用して必要に応じて相談機関や支援機関を紹介するなど、適切な支援につなげる早期療育支援を豊田市こども発達センターを中心に実施している。 ・5歳児についても、早期療育支援においてこども園等と連携を図り、必要な支援に繋がるよう保護者の障がいの受容へのアプローチも含めて取り組んでいる。 ・発達障がい子育て情報交換会を企画し、ペアレントメンターを活用したピア活動を実施している。 (福祉部 障がい福祉課、こども・若者部 こども家庭課)	・福祉事業団運営費補助金（1, 450百万円のうち一部） ・こども発達センター費（234百万円） ・発達障がい児者支援費（1百万円）
67	こども・若者部	(8)	ジェンダーステレオタイプは幼児期から見られるとする研究結果が発表されている。そのため、ジェンダーバイアスに縛られることなく尊重し合いそれぞれの個性を自由に発揮できるよう、ジェンダー平等に関する保育者への研修や保護者への学びの機会、色や玩具などジェンダーニュートラルな保育環境の整備等に取り組むこと。	・園長会においてこどもを尊重する保育の実現に向けて共通理解を図るとともに、各園において、園全体でこどもの人権や人格尊重に関する認識の共有を図るよう取り組んでいる。また、研修において人権や男女共同参画社会についての理解を深め、こども一人一人の人権を尊重する保育を目指し取り組んでいる。 (こども・若者部 保育課)	
68	こども・若者部	(9)	現行制度では春季・夏季休業保育は育児休業中の継続在園の利用対象外となっている。育休に入る時期により、利用できるサービスに違いが出ている状況は改善が必要であるため、継続在園の利用者も春季・夏季休業保育を利用できるようにすること。	・長期休暇期間においては、安全・安心な給食を提供するため、この期間を利用して給食調理場のメンテナンスなどを行っている。また、就労していない保護者には家庭での保育をお願いし、できるだけこどもと一緒にいる時間を増やしていただいている。このため、育児休業中で家庭保育が可能な方に対しても同様のお願いをしている。 ・今後は、就労していない保護者でも預けることができるようになる「こども誰でも通園制度」の本格実施を踏まえ、長期休暇期間中における利用拡大について検討していく。 (こども・若者部 保育課)	
69	こども・若者部	(10)	保育の多様性を実現し、全ての子どもと保護者が希望する幼児教育・保育が受けられる環境を整えるため、利用しやすさに配慮した病児・病後児保育、居宅訪問型保育事業、児童発達支援事業を併用する障がい児保育園の設置に早急に取り組むこと。	・「病児・病後児保育」については、現在病児保育を実施する3施設において利用者ニーズに対応できている状況にあると認識しており、拡大の予定はない。 ・また、居宅訪問型保育事業と児童発達支援事業を併用する施設の設置については、女性の社会進出に伴い、就労を継続しながら、障がいのあるこどもに適切な療育を受けさせたいというニーズに応える手段の一つであると認識している。 ・本市では、障がい児保育について、こども発達センターと連携しながら、各こども園において適切に実施できる環境を整えていくとともに、障がい児を含めた特別な支援を必要とする児の受入についても、インクルーシブ保育の推進を目指し、受入体制の整備を行っていく。 (こども・若者部 保育課)	・病児保育事業費（32百万円）
70	こども・若者部	(11)	育休後の円滑な職場復帰に向け、こども園入所枠を事前に予約できるようにすること。	・年度途中の待機児童が解消されていない中での入園枠の事前予約実施は、更なる待機児童の増加につながるため、現状では実施は考えていない。 (こども・若者部 保育課)	
71	こども・若者部	(12)	多胎児育児は困難なことが多く、さらなる支援が必要である。そのため、育児が困難な状況であるかないかに関わらず多胎児であることを入園要件に追加すること。また、出産予定月前の保育期間の延長、産後多胎パパママ教室の開始、ミルク、おむつ等の費用や育児サービス費用の補助など多胎児家庭の育児支援を拡大すること。	・多胎児家庭に対する育児支援として、出産要件によるこども園の入園期間の延長、入園調整における加点をを行っている。 ・そうした中で、なお育児が困難な状態で、入園が必要な家庭であると判断される場合には、最優先で入園できる体制も整えている。 ・したがって、入園要件の多胎児の追加、出産予定月前の保育期間の延長の実施は考えていない。 ・また、令和6年度から2か所で試行実施している「一時保育プラス」においては、多胎児育児支援として利用日数を増やし保護者の負担軽減を図っており、令和7年度は、実施場所の拡大を図っていく。 ・妊娠期に実施している多胎パパママ教室では、妊娠期だけでなく出産後の生活を含めた内容で実施している。また、妊娠期から子育て期まで地区担当保健師等が電話や家庭訪問をしており、さらには健診同行等を行う多胎妊産婦等支援事業などにより、多胎児家庭の育児不安の軽減を図っている。 (こども若者部 こども家庭課、保育課)	・多胎妊産婦等支援事業費（1百万円） ・母子保健指導費（うち、多胎パパママ教室1百万円） ・一時保育プラス費（9百万円）

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
72	こども・若者部	(13)	子どもの性犯罪被害を防ぐため、絵本のように読み聞かせできる教材を3歳児健診などで配布すること。	・3歳児健康診査などで性犯罪被害を防止するための教材を配布することは考えていない。 (こども・若者部　こども家庭課)	
73	こども・若者部	(14)	公私立幼稚園・保育所・認定こども園等に対して、公私・施設類型問わず一体的に地域全体の幼児教育の質の向上や幼保小接続の推進を図るため、幼児教育センターを設置し、外部専門職や保健、福祉部局との連携等を推進し、地域の課題に的確に対応する幼児教育推進体制を充実させること。	・公私立の幼稚園、保育所、認定こども園において、各種研修や巡回相談、公開保育などを一体的に実施しており、日常的に情報共有を行いつつ、保育スキルの向上に向けて、密に連携している。 ・また、保育課配属の保育士資格及び幼稚園教諭資格を持つ主幹及び指導主事が指導的な立場を担っており、専門職が市全体を俯瞰しつつ各園をサポートする体制を整えている。 ・幼児教育センターに期待される機能は、現在の保育課にて体制を整えているため、新たにセンターを設立する考えはない。 (こども・若者部　保育課)	
74	こども・若者部	(15)	成人年齢の18歳への引き下げにより、18・19歳の消費者トラブルが増加している。18歳を迎えた新成人に対し、お祝いのメッセージを送付し、その中に成人の責任を知らせる「お知らせ」を同封すること。	・18歳の新成人にメッセージを送る予定はないが、消費生活講座の開催や、テレビ、ラジオを通じた情報提供に努め、若年層も含めた市民各層への啓発活動に引き続き注力していく。 (こども・若者部　こども・若者政策課、産業部　商業観光課)	・消費者啓発費（5百万円）
75	こども・若者部	(16)	放課後児童健全育成事業については、受入れ対象年齢の拡大や保護者のニーズ把握に取り組み、引き続き積極的に事業の拡充を図ること。また、支援員確保のための支援を行うこと。	・受入れ対象年齢の拡大については、令和7年度からの全学年受入れに向けて準備を進めている。 ・保護者のニーズ把握については、毎年度、放課後児童クラブに関する利用者アンケートを実施しており、この意見を踏まえ、クラブ運営の充実に努めていく。 ・放課後児童支援員の確保については、委託事業者がそれぞれの手法で実施しているが、市においても公共施設での募集チラシの配架などを行っており、引き続き効果的な支援策に取り組んでいく。 (こども・若者部　こども・若者政策課)	・放課後児童健全育成費（1,608百万円）
76	こども・若者部	(17)	医療的ケア児の健やかな健康と家族の離職防止、そして安心して子どもを生み育てられる社会の実現を目指すため、私立幼稚園における医療的ケア看護職員等配置への補助制度を創設すること。	・令和7年度から私立幼稚園における運営費補助金メニューの中に、医療的ケア看護職員等配置に関する補助を追加する。 (こども・若者部　保育課)	・私立幼稚園振興費　運営費補助金（3百万円）
77	こども・若者部	(18)	私立保育園、幼稚園施設へのエアコン設置補助制度に関しては、私立保育園は3/4、私立幼稚園は1/3である。エアコンの設置、未設置が園児に与える影響は非常に大きい。社会福祉法人、学校法人という違いはあるものの、両者の補助率の差を極力少なくすること。	・私立幼稚園に対する施設整備費補助金は、エアコン設置に限らず、補助率は1／3としている。 ・私立保育所は、保育料を市が定めるなど、園運営の経費の設定に対して設置法人の主体性はなく、自己財源の確保が容易ではない。 ・それに対し、私立幼稚園は、授業料の金額や施設整備費、検定料など、独自に費用の設定をすることができ、自己財源の確保が比較的可能な状況である。 ・そのため、私立保育所と私立幼稚園では補助率を変えており、現時点では私立幼稚園の補助率を変更することは考えていない。 (こども・若者部　保育課)	・私立幼稚園振興費　施設整備費補助金（6百万円）
78	環境部	(1)	ゼロカーボンシティ宣言都市として、CO2排出量実質ゼロを目指すため、民間活力によるPPA活用など、施設ごとに最適な方法によりCO2排出量削減を目指すこと。また、CO2を「分離・回収」して「有効利用」「貯留」するCCUSは、CO2を大量削減できる技術として期待されており、こうした先端技術を検証し本市に合った技術を速やかに導入すること。そして、本市がゼロカーボンシティを表明し、温暖化対策に積極的に取り組んでいることを、より多くの市民が共有し、それぞれの環境配慮行動に移して行くための取組をさらに推進すること。	・公共施設のCO2排出削減については、地球温暖化防止行動計画に基づき、引き続き照明のLED化や、省エネ設備への更新、太陽光発電設備の導入を計画的に行っていく。 ・設備導入に当たっては、国庫補助等を活用し、費用対効果等を踏まえながら、リースやPPAなどの民間活力の活用等、施設ごとに最適な方法を検討し、導入を推進していく。 ・新技術の導入については、省エネ化や再生可能エネルギー導入と合わせて、いち早くまちづくりに取り込むことができるよう情報収集に努めるとともに、状況に応じてつながら社会実証推進協議会による実証を展開していく。 ・市民の環境配慮行動については、引き続き、市民運動として「とよた・ゼロカーボンアクション」を展開し、節電や3R（リデュース、リユース、リサイクル）等の環境配慮行動を促していく。 (環境部　環境政策課、企画政策部　未来都市推進課)	・公共施設太陽光発電設備設置費（14百万円） ・公共施設太陽光発電設備整備事業補助金（79百万円） ・地球温暖化防止対策関連費（とよた・ゼロカーボンネットワーク負担金）（10百万円）

通 番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
79	環境部	(2)	環境に配慮した住宅（スマートハウス・ZEH）については、新築だけでなく、既存住宅におけるスマートハウス化・ZEHレベル化改修の推進も重要であることから、その支援のための十分な予算を確保するとともに、市民へのさらなる周知に努めること。また、公共施設においても、新築・既存を問わず、新たな技術の活用も視野にZEB化を導入すること。	・既存住宅の省エネ改修補助については、予算規模を拡充し、より多くの市民へ支援を行っていく。 また、啓発冊子の作成や、住宅販売事業者との連携等により、市民への普及啓発に努めていく。 ・公共施設のZEB化については、新たな技術を注視しながら、検討を進めていく。なお、既存建築物については、中長期的な公共施設の最適化の視点も含めて、ZEB化に限らず環境配慮に向けた効果的な手法を選択していく。 (環境部 環境政策課)	・スマートハウス普及促進費(2百万円) ・スマートハウス化設備設置費等補助金(49百万円) ・家庭用燃料電池設置費補助金(6百万円) ・家庭用蓄電池設置費補助金(75百万円) ・住宅省エネ改修費補助金(77百万円)
80	環境部	(3)	脱炭素型のライフスタイルの転換を大きく進めるため、環境配慮行動(食・住まい・衣料・循環・移動)に対するSDGsポイントの付与メニューを拡大すること。	・脱炭素型のライフスタイルへの転換を含め、環境配慮行動を促進するため、ポイントがもらえる行動促進キャンペーンの実施や付与メニューの拡大を検討するとともに、市内事業者に対してSDGsポイントの周知や導入促進のための支援を行っていく。 (環境部 環境政策課)	・とよたSDGsポイント費(13百万円)
81	環境部	(4)	高齢化の進展により大人用紙おむつの利用者が増加し、使用済み紙おむつの処分が課題となっている。ごみ減量の可能性、資源としての有用性が期待できることから、本市においても速やかに使用済み紙おむつのリサイクル事業を開始すること。	・使用済み紙おむつのリサイクル(再生利用)については、近隣に再生工場がないことや、個別収集方法が確立されていないなど、克服すべき課題が多い状況である。 ・しかしながら、紙おむつの処分におけるごみ減量の可能性、資源としての有用性は期待できると考えており、国のガイドラインを踏まえたリサイクル手法の確立や体制整備の動向などを注視し、検討していく。 (環境部 循環型社会推進課)	
82	環境部	(5)	食品ロス削減に対する市民の意識啓発のために、賞味期限が近い商品を扱う食品ロス削減無人販売機「fuubo」の市役所への設置や外食時の食べ残しを自己責任で持ち帰る「mottECO」運動を展開すること。また、食品製造工程で発生したロスや小売業・食品製造業における返品・過剰在庫等の余剰食品のフードバンクへの寄附など、官民を挙げた食品ロス削減の取組を加速するため、食品関連事業者や消費者、行政が構成員となる情報連絡会を設置すること。	・市民運動として実施する「とよた・ゼロカーボンアクション」の一環として、市内関係団体と「てまえどリ運動」などの食品ロス削減の取組を展開していく。 ・また、飲食店等で消費期限等が近い食品を市民へ提供する仕組み「フードシェアリングサービス」の展開や、団体や事業者等のフードドライブ活動を支援するなど、市民の実践行動を促す取組を進める。 ・「とよた・ゼロカーボンネットワーク」の取組として参画団体と情報や課題の共有を図りながら、食品ロス削減の取組を推進していく。 (環境部 循環型社会推進課)	・食品ロス削減推進費(1百万円)
83	環境部	(6)	海洋汚染や生態系に悪影響を及ぼすプラスチックごみの削減について、市民の意識啓発に努めること。また「プラスチック資源循環促進法」の成立を受け、現在可燃ごみとして回収しているプラ製品をプラスチック資源として一括回収し、リサイクルを促進する仕組みを構築すること。	・引き続き3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を推進する中で、プラスチックごみの削減を図っていく。 ・また、「プラスチック資源循環促進法」に対応するため、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に伴う回収量の調査や回収方法等について検討を進めていく。 (環境部 循環型社会推進課)	・ごみ減量啓発費(5百万円)
84	環境部	(7)	ごみ分別については、3R推進のうえからも子どもの頃からの意識付けが必要である。そこで、育児中の父母、転入者、小中学生、外国人等を対象に、基本的なごみ分別方法やごみ排出ルール等を具体的に説明する「ごみ分別体験講座」を実施すること。	・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進に向け、引き続き小中学校や自治区、外国人就労団体、環境活動グループなどに講師を派遣する出前講座「資源、ごみの分別とダイエット作戦!」で、具体的な事例を交えた啓発をしていく。 ・また、転入者には「ごみガイドブック」やごみ分別アプリのチラシを配布するなど、様々な機会を捉えてごみの分別やごみの排出ルール等の啓発を図っていく。 (環境部 循環型社会推進課)	・ごみ減量啓発費(5百万円) ・分別収集啓発費(6百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
85	環境部	(8)	高齢化によりごみ出しが困難な市民が増加しているため、ふれあい収集対象者のさらなる拡大に取り組むこと。また、市民にとって利便性が高い戸別収集は、ごみ分別の意識が高まることで、ごみの減量化が進むとの指摘もあることから、実施可能な地域を選択し導入すること。	・ふれあい収集については、令和2年度に該当要件を拡大し、支援の拡充を図った。今後も、更なる制度の周知を図り、ごみ出し困難な市民の支援を行っていく。 ・戸別収集については、収集効率や収集車両、人員体制など多くの課題があり導入は考えていない。 (環境部 清掃業務課)	・ふれあい収集事業費(1百万円)
86	環境部	(9)	燃やすごみ袋については、一人暮らし世帯の増加にともない「小」より小さいごみ袋を望む声が多いことから、市民ニーズに対応した形状に改善すること。また、金属ごみの回収は月1回であるため、隔週回収やリサイクルステーションでの回収等、回収の機会を増やすこと。	・燃やすごみ袋「小」より小さいごみ袋については、引き続き市民ニーズを把握し、必要性について適切に判断していく。 ・金属ごみの隔週回収については、金属ごみの回収量が、ここ数年は横ばいの状況であるため、回収頻度を直ぐに増やす予定はないが、引き続き、回収状況などから必要性を判断していく。また、リサイクルステーションでの回収等は、保管面積や収集車両、作業人員など課題が多く、現状では実現が困難であるため、引き続き、お知らせ機能のある「資源・ごみ分別アプリ」の普及を通じて、金属ごみ回収日の周知徹底を図っていく。 (環境部 清掃業務課、循環型社会推進課)	・分別収集啓発費(6百万円)
87	環境部	(10)	「豊田市不良な生活環境を解消するための条例」に基づき、問題のある家庭等が不良な生活環境にならないように、推進委員の訪問等により未然防止に取り組むとともに、既に問題が発生している家庭については、早期から福祉部と連携した支援を行い解決に当たること。	・不良な生活環境の相談については、速やかに現地確認するとともに、必要な支援や指導等を行うことで未然防止に努めていく。 ・既に問題が発生している家庭については、要因が様々であることから、庁内関係課及び関係機関(地域包括支援センター、自治区等)と連携するとともに審議会からの意見を踏まえ対応し、早期解決に向け取り組んでいく。 (環境部 環境保全課)	・不良な生活環境解消推進費(2百万円) ・人件費(不良な生活環境を解消するための審議会委員報酬)(1百万円)
88	環境部	(11)	ムクドリによる鳴き声や糞などで周辺住民に被害が生じている。現在はムクドリが集まる場所(中心市街地や街路樹など)ごとに所管する部署が対策を行っているが、その効果によりムクドリが移動し別の地域で被害が発生する状況にある。そのため、環境問題として、環境部を中心に面対策を行う体制を構築すること。	・ムクドリによる被害については、全国的にも課題になっているとおり、個体数の抑制や飛来誘導など、画一的に有効な対策はなく、現状では、ねぐらとなる樹木を伐採するなど、被害が発生している場所の個々の実情に合わせた対応が最善であると考えている。 ・そのため、中心市街地においても、施設を所管する部局を中心に、関係部局が連携して対応しているところであり、今後、別の場所で被害が発生する場合においても、その場所の実情に応じた体制での対応が必要と考えている。 (環境部 環境政策課)	
89	福祉部	(1)	超高齢社会にあって、介護人材の確保は喫緊の課題である。そこで、介護職員の負担軽減や介護の質の向上等が期待できる「先進的介護北九州モデル」や本市の地域リハノーションセンターの取組を参考に、行政が市内介護事業所におけるICTや介護ロボットを活用した効率的な介護の後押しをする体制を構築すること。	・介護事業者を対象に開催している介護人材支援基礎研修において、生産性向上に向けた取組の大切さを伝えとともに、ICT・ロボット導入に当たっては、事業所における業務分解と運営法人の介護理念に沿うことの重要性を啓発していく。また、「先進的介護北九州モデル」における「北九州市介護ロボット等導入支援・普及促進センター」の役割については、県が設置した「あいち介護生産性向上総合相談センター」が担っており、その周知をしていく。 ・事業者における取組がさらに進むよう引き続き周知、相談対応に努めていく。 (福祉部 介護保険課)	
90	福祉部	(2)	認知症の人に寄り添うケア技術であるユマニチュードは、本人の心理症状の改善や介護者の負担軽減などの効果が期待できる。そこで、ユマニチュードについて講座を開催するなど、介護事業者のみでなく広く市民への周知に努めること。	・ユマニチュードは認知症対応の有効なケア技法のひとつであると認識しているが、本市では、認知症の人への関わり方について、全国キャラバン・メイト連絡協議会の標準教材で示された技法を用いている。 ・いずれの技法も、認知症の人の尊厳を中心に置いた優れたものであるが、本市では、啓発の継続性を考慮し、引き続き現在のケア技法を用い、認知症サポーター養成講座等を通じて幅広く市民に啓発していく。 (福祉部 高齢福祉課)	

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
91	福祉部	(3)	孤独・孤立の状態にある人は、困窮などの困り事や悩みがあっても、自ら「助けて」と言い出せずに、追い詰められてしまうケースが少なくない。こうした生きづらさを抱える人のSOSを地域で早期にキャッチし、行政の支援への橋渡し役を担う市民ボランティア「つながりサポーター」の養成に取り組むこと。	・孤独孤立対策のひとつである、助けを求めることに「ためらい」や「恥じらい」を感じないような地域づくりを推進するため、市ホームページやチラシ等で相談機関の周知に取り組む。 ・本市は支所をはじめ、社会福祉協議会出張所や地域包括支援センター等、相談窓口を各地域に配置している。くわえて、それぞれの地域において民生児童委員やコミュニティソーシャルワーカー等がつながりサポーターの役割を担っており、現状の体制で推進していく。 (福祉部 よりそい支援課)	・つながり合い推進費(12百万円)
92	福祉部	(4)	子育てや介護により離職することなく働き続けることができる社会の実現を目指すうえでは、ダブルケアへの対応は重要である。実態を把握するとともに、本人の気づきを促すため、リーフレットや講座などによる周知に努めること。	誰もが働きやすい環境を整えるため、専門家を派遣することで企業等がダブルケアへの理解促進や育児介護休暇制度の充実などに向けた取り組みを推進できるよう、働き方改革アドバイザー・講師派遣制度を引き続き実施する。 (産業部 産業労働課) ・高齢者のいる世帯へは、必要に応じて地域包括支援センター職員による訪問を行い、リーフレット等により介護サービス制度や認知症への理解を促していく。 (福祉部 よりそい支援課)	・働き方改革推進費(アドバイザー派遣費)(1百万円) ・働き方改革推進費(啓発事業費)(4百万円) ・働き方改革推進支援補助金(9百万円)
93	福祉部	(5)	ヤングケアラーへの支援においては、社会的認知度の向上に努めるとともに、関係機関が連携し重層的に関わり適切な支援につなげること。また、障がい者や高齢者などをケアする全てのケアラーが孤立することがないよう、社会全体で支えることの意味表示として大きな意義がある「ケアラー支援条例」を制定すること。	・こどもに対する実態調査は実施していないが、こどもたちに日常的に接している学校の教員に対し、チェックリストの活用を促すことで、適切な支援につなげるための実態把握や早期発見に努めている。また、ヤングケアラーに関して、こども自身も含めた社会的な認知度を向上するために、こどもの権利とも絡めながら各種啓発を行っており、次年度も引き続き実施する。 (こども・若者部 こども・若者政策課 教育部 学校教育課) ・ケアラー支援については、重層的支援体制推進事業等による包括的な支援体制の中で、世帯の状況に応じた適切な支援につなげていく。 ・ケアラー支援条例については、他市の動向を注視しつつ、条例制定の効果等を確認し制定の必要性を判断していく。 (福祉部 よりそい支援課)	
94	福祉部	(6)	ひきこもりは、当事者や家族の孤立にもつながり、その対応の難しさから「地域福祉の最後の課題」とされている。まずは、市内に潜在的にいる声を出せない当事者や家族の実態を知る必要があることから、市独自の実態調査を行うこと。そのうえで、支援策を講じること。	・8050問題に代表されるひきこもりの把握については、包括的相談事業による困り事相談や、地域包括支援センター及び民生委員等による各地域での見守りを通じて、情報収集および早期の支援体制構築を行い、課題解決を図っていく。 (福祉部 よりそい支援課) ・令和5年度に実施した「こども・子育て、若者に関する市民意向調査」において、若者の外出頻度等の実態調査をしており、令和7年度からスタートするこども・若者計画の取組の方向性に「配慮が必要なこどもへの支援」を設定した。 (こども・若者部 こども・若者政策課)	
95	福祉部	(7)	障がい者や高齢者の移動補助事業については、1/2補助ではなく全額補助とする等、さらなる支援策の拡充を図ること。	・障がい者、高齢者を対象としたタクシー料金助成券の利用に当たっては応分の負担が必要と考えているため、全額助成への変更は考えていない。 ・ひとり暮らし高齢者等移動費助成の対象者については、令和3年度から対象範囲をこれまでの在宅で介護認定を受けたひとり暮らしの高齢者に加え、介護認定を受けた昼間独居や運転免許証を有しない世帯の高齢者に拡大している。 (福祉部 高齢福祉課、障がい福祉課)	・障がい者タクシー料金助成費(37百万円) ・ひとり暮らし高齢者等移動費助成費(38百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
96	福祉部	(8)	障がい者に対する公共施設における利用料金の割引（無料、半額、一部）は、一部に限定されている。そのため、障がい者の外出機会の増加や心身の健康づくりをさらに支援するため、全公共施設利用料金を無料化すること。	・公共施設の利用料金の割引については、各施設の設置目的等に応じて各施設で検討されるものであり、利用料金の額も応益負担における適正な範囲であると考えている。 ・なお、障がい者の外出機会の増加や心身の健康づくりの支援として、引き続き移動支援障がい者教養教室や障がい者作品展を開催していく。 (福祉部 障がい福祉課)	・教養教室等開設費（6百万円）
97	福祉部	(9)	古瀬間聖苑での残骨灰に含まれる有価物について、価値を適正に評価した取り扱いを検討すること。また、売却金については、斎苑の整備工事のほか、施設の維持管理や周辺の環境整備に要する費用などのみに限定し活用すること。	・従来から委託してきた残骨灰処理業務に、令和7年度から残骨灰に含まれる有価物を精錬した上で市へ返還する業務を追加する。返還された有価物は令和8年度以降売却し、その歳入を古瀬間聖苑の管理運営費に充当する予定である。 (福祉部 総務監査課)	・古瀬間聖苑管理運営費（176百万円）
98	福祉部	(10)	働く能力があるにも関わらず、障がいや病気など個々の状況等から長時間の就労が難しい方を、超短時間雇用モデル（週20時間未満（超短時間））により就労を可能とするため、課題解決のサポート、企業の実態調査や協力企業の開拓などにより障がい特性に考慮した働き方を創設し、雇用が促進されるよう、この制度を周知徹底すること。	・民間企業での障がい者の雇用促進に関しては、重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者である特定短時間労働者が雇用率の算定対象となることの周知を始め、ハローワーク等と連携して、法定雇用率未達成事業所に対する通知文書や、ダイレクトメールによる啓発チラシを通じて、国や県等の支援制度を紹介するとともに、企業の実態把握に努めていく。 ・中小企業における、障がい者を含めた多様な人材の活躍推進を支援するため、就労環境の整備に要する経費の一部を補助していく。 ・また、障がい者就労・生活支援センターが企業を訪問し、相談対応や就労及び就労定着の支援、各種支援制度の紹介等に取り組んでおり、当該特性に合った働き方ができるよう調整を図っていく。 ・就労に関する通知については、引き続き就労系のサービス事業所に随時情報提供を行っていく。 (福祉部 障がい福祉課、産業部 産業労働課)	・働き方改革推進支援補助金（9百万円） ・障がい者就労・生活支援センター費（3百万円） ・障がい者就業・生活支援センター運営費補助金（1百万円）
99	福祉部	(11)	放課後等デイサービスは療育の専門機関であり、療育の効果の大きい児童生徒にとっては重要な機会となっている。急激な施設数の増加から質を懸念する意見もあることから質の確保に取り組むこと。	・豊田市福祉事業団が実施する人材育成研修などの取組を通して、放課後等デイサービス事業所の質の向上を図っていく。 ・年々増加する障がい福祉サービス事業者等への運営指導の一部を専門業者に外部委託することにより、適切な周期での指導の実施及び実務に即したアドバイスをを行い、障がい福祉サービス事業者等の適切な運営及び資質向上を図る。 (福祉部 障がい福祉課)	・福祉事業団運営費補助金（1,450百万円のうち一部） ・指導監査費（8百万円）
100	福祉部	(12)	介護認定を受けている市民と携わっている職員は、介護度が改善することを願っている。自立を目指し、自らが努力し、携わるスタッフの尽力により介護度が改善した場合、その施設や携わったスタッフに対し、介護サービスの質を評価し、報奨金等のインセンティブを付与する制度を構築すること。	・令和6年度の介護報酬改定において、「自立支援・重度化防止に向けた対応」として様々な加算の見直し等が実施されており、今後も国の方向性として加算の強化が見込まれるため、国の動向を注視していく。	
101	福祉部	(13)	介護保険制度の要介護者は増加傾向にあり、施設への入所希望者は多い状況にある。そこで、市民の要望に応えられるよう、施設の整備やサービスの拡充、事業計画の充実に引き続き積極的に取り組むこと。また、高齢者・障がい者等が住み慣れた地域に住み続けられるよう、認知症高齢者、障がい者のグループホームの整備を進めること。そして、障がい者の地域における作業活動の場等の受け皿づくりをさらに推進すること。	・高齢者施策については、高齢者等実態調査結果、認定者推計、介護保険サービス推計、関係者意見等に基づき、令和5年度に策定した第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により推進している。 ・施設整備については、令和6年度に認知症高齢者グループホームの公募を実施し、2施設45人分を採択した。令和7年度はこの2施設の整備を進める。 ・障がい者グループホームの整備及び作業活動の場等の受け皿づくりについては、「第5次障がい者ライフサポートプラン」に基づき、継続的に施設整備の支援（建設費等の補助）や事業運営に対する支援を進めていく。 (福祉部 介護保険課、障がい福祉課)	・特別養護老人ホーム等費（311百万円） ・グループホーム整備費補助金（146百万円） ・障がい者グループホーム等設置運営費補助金（76百万円） ・民間障がい者施設整備費補助金（10百万円） ・民間障がい者施設運営費補助金（34百万円）

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
102	福祉部	(14)	生きづらさを抱えた方や障がい者などが農業分野で活躍しながら、自信や生きがいを持って社会参加することを促していく農福連携は、農業従事者の高齢化や後継者難などの課題を解決するという点でも恩恵があるため、その取組を進めること。そして、庁内連携を密にし、農業従事者に対しニーズの把握や需要の掘り起こしを促すこと。また、農業者と福祉事業所とのマッチング強化に加え、障がいの特性に応じた作業の細分化など農業者の専門知識の習得も必要となることから、市職員や普及指導員などを専門人材として育成する研修を実施し、農福連携の推進を図ること。	・障がい者の就労先や日中活動の選択肢の一つとして、農業が選択できる仕組みづくりは必要と考え、引き続き共同受注窓口を活用するなど、必要に応じて丁寧な個別対応を進めていく。 ・また、農福連携に関する先進的な取組事例等を共有するなど、関係部署・機関と連携して進めていく。 (福祉部 障がい福祉課、産業部 農政企画課)	
103	福祉部	(15)	障がい者の学校卒業後の就労については大きな課題がある。特別支援学校で学んだことを活かしつつ、それぞれの障がいの状況に適した就労先の確保が重要である。障がい者の就労が進むよう、雇用する民間企業に対し支援制度の拡充及び周知徹底を図ること。さらに、福祉事業を起業する人材を育成し支援すること。	・民間企業での障がい者の雇用促進に関しては、ハローワーク等と連携して、法定雇用率未達成事業所に対する通知文書や、ダイレクトメールによる啓発チラシを通じて、国や県等の支援制度の紹介を実施していく。 ・中小企業における、障がい者を含めた多様な人材の活躍推進を支援するため、就労環境の整備に要する経費の一部を補助していく。 ・卒業後の進路を支援するため、委託先の相談支援事業所の相談支援員が、特別支援学校の進路説明等の機会を活用し、福祉サービス等の円滑な連携を図っている。 ・また、障がい者就労・生活支援センターが企業を訪問し、相談対応や就労及び就労定着の支援、各種支援制度の紹介等に取り組んでいる。 ・福祉事業の起業支援については、障がい福祉サービス事業所の立ち上げや運営に関する相談があった際、市職員が必要な施設設備や人員基準等を助言するなど個別対応を丁寧に行っている。 (福祉部 障がい福祉課 産業部 産業労働課)	・働き方改革推進支援補助金(9百万円) ・相談支援費(109百万円) ・福祉事業団運営費補助金(1,450百万円のうち一部) ・障がい者就労・生活支援センター費(3百万円) ・障がい者就業・生活支援センター運営費補助金(1百万円)
104	福祉部	(16)	障がい者総合支援センターけやきワークスの就労継続支援事業B型においては、企業経営の感覚を取り入れ、利用者のさらなる労働への意欲が得られるよう、賃金アップを目指すこと。就労移行支援事業においては、利用希望者の適性を的確に判断したうえで受入れを行い、訓練期間後は確実に一般就労につなげること。	・けやきワークスにおける令和5年度の月平均工賃は、26,875円で、就労継続支援B型事業所の愛知県平均工賃24,766円を上回る水準である。 ・現在、就労移行支援では、SST(ソーシャルスキルトレーニング)の活用とパソコン講習の充実を図り、より就職に有利な技術を身に付けることにより、高い就職率を目指している。また、民間企業と連携し、収益増加につながる新たな商品開発及び販路拡大に取り組み、利用者の工賃向上を目指す。 (福祉部 障がい福祉課)	・福祉事業団運営費補助金(1,450百万円のうち一部) ・けやきワークス費(管理運営費)(25百万円)
105	福祉部	(17)	大人の発達障がいや、発達障がいを原因とする2次障がいを発症した市民への相談支援等の中心機関とするため、こども発達センターを発展的に発達支援センターとすること。	・豊田市福祉事業団が運営することも発達センター及び障がい者総合支援センター等が、引き続き発達障がいを含む障がい者支援の中心的な役割を担うとともに、県が指定するあいち発達障害者支援センターと連携し、相談支援を行っていく。 (福祉部 障がい福祉課)	・福祉事業団運営費補助金(1,450百万円のうち一部)
106	福祉部	(18)	学習支援事業は、学習面での効果に加え生活全般の相談や家庭への支援など効果が上がっている。そのため、引き続き事業を継続するとともに、訪問型学習支援の拡充に取り組むこと。	・現在、市内6か所で子どもの学習・生活支援事業を実施しており、そのうち訪問型学習支援への対応は、令和5年度から5か所に拡充した。今後も地域の実情に合わせ、必要な事業を展開していく。 (福祉部 よりそい支援課)	・生活困窮者自立支援費(学習支援運営事業委託)(20百万円)
107	福祉部	(19)	福祉サービス等の訪問支援時の駐車場のさらなる確保に向け「みまもりほっとパーキング」の登録拡大と、豊田市ささえあいネット協力者に個人登録を追加すること。	・「豊田市ささえあいネット～みまもりほっとパーキング事業」は、800弱の事業所が登録しており、協力事業者は年々増加している。今後も地域包括支援センターを通じて必要な地域の店舗等に協力依頼を行い、登録事業所の拡充に努めていく。 ・個人登録の追加については、ささえあいネットが地域・民間・公共等の機関を想定した仕組みとしていることに加え、パーキングの利用は、市職員以外にも多くの関係者が行うことから、登録者の個人情報保護の観点、事件事故発生時の対応などの課題があるため、現状の仕組みの充実を図る。 (福祉部 高齢福祉課)	

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
108	福祉部	(20)	在宅看取りが進む本市において、本人の希望通りの最期が迎えられるよう、元気なうちに意思表示をするために市独自のリビングウィルを作成し、普及啓発に取り組むこと。	・「わたしのノート（スタート編）」、在宅療養ガイドブック、エンディングノート等を活用しながら、本人の希望通りの最期が迎えられるよう、患者や家族、専門職が繰り返し話し合い共有する「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」を推進していく。 ・また、これらのツールを活用し、出向き講座を始め、様々な機会を通じて市民への普及啓発を図っていく。 (福祉部 地域包括ケア企画課、よりそい支援課)	・在宅医療・介護連携推進事業費（18百万円） ・成年後見制度利用支援費（うち成年後見支援センター運営業務委託）（37百万円）
109	保健部	(1)	精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築には、メンタルヘルスの問題に関する正しい知識と理解のための市民への啓発が必要である。誰もが罹患する可能性がある精神障がいの早期対応にもつながることから、リーフレットの作成や国が推進する「心のサポーター」の養成に取り組むこと。	・市民へのこころの病気や精神障がいへの理解促進に向けて、精神保健福祉地域普及講演会や世界メンタルヘルスデーなどについて、様々な手段・媒体を活用して周知を行い、広く市民を対象としたこころの健康づくりの取組を進めていく。 ・現在、「心のサポーター養成事業」と同様の既存事業として、自殺予防対策で実施しているゲートキーパー養成事業を進めている。このような広く市民を対象としたこころの健康づくりの取組を通じて、さらなる普及啓発に努めていく。 (保健部 保健支援課)	・精神保健予防対策費（3百万円）
110	保健部	(2)	加齢に伴い聴覚機能が衰え、音が聞き取りにくくなるヒアリングフレイルは、放置しておく健康や生活に影響を与えとの指摘もある。「加齢性難聴」を早期に発見するための取組を実施するとともに、耳鼻科の受診や補聴器の使用など、早めの対処につなげる取組を行うこと。	・保健師等が地域に出向いた際に、聴こえが悪くなってきた高齢者への声かけや、自主活動グループ等の通いの場で聴こえのチェックを行い、受診勧奨や補聴器購入助成事業等を紹介していく。 (保健部 健康づくり応援課、福祉部 高齢福祉課)	・高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業費（13百万円） ・介護予防普及啓発事業費（3百万円） ・地域リハビリテーション活動支援事業費（3百万円）
111	保健部	(3)	若年がん患者在宅療養費の補助については、対象者が終末期に限定されているが、在宅療養が可能な全てのがん患者が在宅で家族と過ごすことができるよう、さらなる拡充を図ること。	・若年がん患者在宅療養支援費補助金の対象を拡大することは予定していないが、国や県、他自治体の動向を注視していく。 (保健部 健康政策課)	・若年がん患者在宅療養支援費補助金（9／10）（1百万円）
112	保健部	(4)	がん患者支援のため、がん患者補整具購入費補助対象をガンを原因とする全てのエビテーゼ（人工ボディーパーツ）へと拡大すること。	・がん患者補正具購入費補助対象については、国や県、他自治体の動向を注視していく。 (保健部 健康政策課)	がん患者補整具購入費補助金（1／2）（8百万円）
113	保健部	(5)	带状疱疹ワクチンは、不活化ワクチンの自己負担額が高額であるなどの理由で接種を迷う市民も見受けられることから全額補助とすること。	・带状疱疹ワクチンについては、令和7年度から定期接種化される予定であり、国の制度変更に合わせて希望する市民が安心して接種できる体制を確保していく。 (保健部 感染症予防課)	・任意予防接種費（86百万円） ・定期予防接種費（2, 477百万円）
114	保健部	(6)	高齢者肺炎球菌ワクチンは接種から5年程度で効果が薄れるため、再接種が推奨されているが、多くの高齢者は経済的負担が重いとの理由で2回目以降の接種に踏み切れないのが実状である。そこで、気管支炎、肺炎、敗血病から高齢者を守るため5年ごとの接種に向け、補助を拡大すること。	・2回目以降の接種への助成は予定していないが、国の審議会において再接種についての検討がされており、予防効果のエビデンスなど審議の動向を引き続き注視していく。 (保健部 感染症予防課)	
115	保健部	(7)	おたふくかぜを発症すると、難聴や無菌性髄膜炎などの重大な合併症を引き起こすことがある。そこで、高額ではあるが発症予防に効果が高いおたふくかぜワクチンの接種を進めるため、市独自の補助制度を設けること。	・おたふくかぜワクチンの市独自の助成制度については、平成27年度から開始しており、令和7年度も引き続き実施していく。 (保健部 感染症予防課)	任意予防接種費（86百万円）

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
116	保健部	(8)	高齢者が送迎付きでショッピングセンターなどで買い物をし、体操や健康状態をチェックする「買い物リハビリテーション事業」は、家に閉じこもりがちになったり、健康管理を疎かにするのを防ぐとともに、買い物に出かけにくい高齢者の支援になるという効果がある。そのため、介護事業所などと連携し「買い物リハビリテーション事業」を介護予防事業として取り組むこと。	・介護予防の取組の中で、買い物リハビリテーションも一つの手段だと考えている。 ・本市でも、指定介護サービス事業所それぞれが環境に合わせ工夫を凝らしてサービスを提供しており、デイサービスと買い物を連動させて介護予防に取り組んでいる事業所もあることから、現時点で「買い物リハビリテーション」を事業として取り組む予定はない。 (福祉部 介護保険課)	
117	保健部	(9)	超高齢社会においては、高齢者の介護予防・健康づくり事業は重要な取組である。元気アップ事業や「ずっと元気！プロジェクト」への参加を促す取組により、高齢者の介護リスクの低減を図ること。また、高齢者のフレイル予防のため、その概念の周知啓発を行うとともに、あらゆる機会を捉え高齢者を対象にフレイルチェックを行うこと。	・自治区等に対して元気アップ教室の開催を働き掛け、参加者の拡大を図っていく。 ・また、地域の通いの場等においてフレイル予防に関する啓発を実施するほか、参加者に対して後期高齢者の質問票を用いたフレイルチェックを行い、保健指導の実施や必要に応じて医療受診や介護サービスの利用を勧奨していく。 ・引き続き「ずっと元気！プロジェクト」について、高齢者クラブ等を通じた回覧やチラシの新聞折り込みによる情報提供を継続するほか、参画事業者や参加者などと意見交換をしながら、パンフレットの内容充実や新たな情報発信手段について検討し、周知啓発を行い、参加者の増加につなげていく。 (保健部 健康づくり応援課、企画政策部 未来都市推進課)	・地域介護予防活動支援事業費(5百万円) ・高齢者保健事業・介護予防一体的実施事業費(13百万円) ・介護予防普及啓発事業費(3百万円) ・介護予防把握事業費(1百万円) ・一般介護予防事業評価事業費(1百万円) ・地域リハビリテーション活動支援事業費(3百万円) ・次世代社会システム実証推進費(187百万円)
118	保健部	(10)	超高齢社会の進展や単身世帯の増加等により、認知症の早期発見の取組の必要性が高まっているため、認知症検診事業として「脳の健康度測定」を実施すること。そして、認知機能の低下により生活に支障をきたしていると判断された人については、本人や家族に寄り添った包括的なサポートを実施すること。	・認知症検診の導入については、引き続き国や他自治体の動向を注視し、有効な手法を調査していく。 ・認知症の早期発見に向けては、認知症啓発用リーフレット「これってもの忘れ？」を配布し、年に1度以上のセルフチェックを推奨するほか、認知症サポーター養成講座などを通じ、家族や周囲の人に認知症のサインへの気づきを促し、かかりつけ医や地域包括支援センターへの相談につなげる取組を行っていく。 ・認知機能の低下により生活に支障をきたしていると判断された方に対しては、介護保険サービス等を始めとする生活支援や、身近な場所で開催されている認知症カフェや認知症介護家族会を紹介し、包括的なサポートを行っていく。 (福祉部 高齢福祉課)	・地域包括支援センター運営費(917百万円)
119	保健部	(11)	HPV検査単独法は現行の細胞診と比べて精度が高く、検査の間隔が5年と長く受診者の負担軽減につながるため、HPV検査単独法を導入すること。	・HPV検査単独法の導入については、市民のメリットやデメリットを慎重に検討し、国や県、他自治体の動向も踏まえ、総合的に判断していく。 (保健部 健康政策課)	
120	保健部	(12)	女性が元気で活躍するために、女性の健(検)診受診率向上に積極的に取り組むこと。特に乳がん・子宮がんについては市独自での無料検診を隔年で実施するとともに、ピンクリボンキャンペーンなど市民への啓発をさらに進め、乳がん・子宮がん検診受診率の向上に努めること。また、HPVワクチン接種についても引き続き接種勧奨を行うこと。	・乳がん・子宮頸がんについては、対象年齢の市民(乳がん：41歳、子宮頸がん：21歳)に対して検診無料クーポン券を送付しており、令和7年度も継続して実施していく。 ・また、ピンクリボンキャンペーン期間(10月)に合わせたイベントの開催や受診勧奨通知の送付、ポスター掲示等を実施して検診受診率の向上に努めていく。 (保健部 健康政策課) ・HPVワクチンの定期接種は対象者への個別通知と、未接種の場合の再勧奨を実施しており、令和7年度も引き続き実施していく。 (保健部 感染症予防課)	・保健事業費 (乳がん、子宮頸がん検診費) (105百万円) ・定期予防接種費(2,477百万円)
121	保健部	(13)	がん治療経験者が中心となり、治療や療養に関する最新の話題を提供し、同じがん種の患者や家族同士が有益な情報を交換する「がん種別患者会」を開催すること。	・市主催の「がん種別患者会」の開催は予定していないが、国、県のがんに関する相談支援体制を周知するほか、国、県の動向を注視していく。 (保健部 健康政策課)	

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
122	保健部	(14)	女性就労率の上昇に伴い、更年期特有の不調を抱えながら働く女性へのサポートが急務となっている。そのため、更年期症状を数値化して客観的に捉える「簡略更年期指数(SMI)」のチェックを対象年齢の女性の健診に加えること。また、婦人科の受診が症状の緩和につながることなどの周知を行うこと。さらに、更年期による心身の不調での離職を防ぐため、企業に対し更年期の女性特有の困難さの理解促進に取り組むこと。	・「簡略更年期指数(SMI)」のチェックを健診に加える予定はないが、国や県、他自治体の動向を注視していく。 (保健部 健康政策課) ・更年期に限らず、健康に不安を抱える方に対する健康相談は健康づくり応援課で受け付け、相談内容によっては専門医を紹介するなど症状に応じた受診ができるよう対応している。 (保健部 健康づくり応援課) ・企業に対しては、男女共同参画に関する情報誌「クローバー」への記事掲載などにより理解促進に取り組んでいく。 ・更年期を含む女性の心や体の不調に対しては、引き続き女性のための電話相談室「クローバーコール」で相談を受け、ケアを行うとともに、専門インストラクターによる更年期に対する理解や対処法を学ぶ講座を開催していく。 (生涯活躍部 市民活躍支援課)	・相談費(2百万円) ・講座開講費(1百万円)
123	保健部	(15)	摂食障害は疾患への理解不足や医療機関の少なさ等により未受診者が多く、回復までに長期間を要することも多い。そこで、摂食障害における市民の現状把握と疾患に関する啓発を行うとともに、家族会・当事者会の立ち上げ支援を行うなど、社会で支える体制を構築すること。また、若年層での発症も多いことから、摂食障害に関する学校現場での対応を示した「学校と医療のより良い連携のための対応指針」について、養護教員への周知と普及促進に取り組むこと。	・摂食障害に悩む当事者や周囲で支える家族等からの相談を通じて状況を把握するとともに、摂食障害に関する正しい知識や治療・相談体制について、アディクション関連情報誌を活用して啓発することで、疾患の早期発見・早期回復を図っていく。 ・社会で支える体制づくりにおいては、医療につながりにくい依存症等患者を市内外の既存の社会資源を活用して重層的に支えられるよう連携していく。 ・養護教諭に対しては、研修の機会等に「学校と医療のより良い連携のための対応指針」を踏まえた摂食障害に関する資料提供や情報共有に取り組み、学校での早期発見・適切な対応が行えるよう啓発していく。 (保健部 保健支援課、教育部 学校教育課)	・精神保健予防対策費(3百万円)
124	保健部	(16)	第3期データヘルス計画に基づき、健康づくり事業等を実施することで、市民の健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ること。また、がん検診受診率の向上が期待できる1コイン(500円)検診については効果を検証し導入すること。	・第3期データヘルス計画(2024年度～2028年度)に基づき、健康づくり事業の実施、受診率の低い年代(40～50代)への受診勧奨、糖尿病等の重症化予防のための受診勧奨等に取り組んでいく。 ・1コイン(500円)検診の導入は予定していないが、引き続き他自治体の取組等の情報収集に努めていく。 (保健部 健康政策課)	・被保険者健診費(42百万円) ・特定健康診査費(256百万円) ・特定保健指導費(35百万円)
125	保健部	(17)	全ての市民がいつでもどこでも気軽に、健康づくりに積極的に参加できるきっかけを作るため、スマートフォン用アプリ「あいち健康プラス」の周知を行うとともに、アプリの内容について参加する楽しみがさらに増すように県とともに改善に努めること。	・ポスター、チラシを作成し交流館等にて周知しているほか、アプリの活用方法等をまとめた動画を作成し、ホームページにて公開している。 ・参加する楽しみが増すように、健康づくりの取組目標達成者に対してマイレージを付与し、マイレージを一定ポイント貯めた方に対してSDGsポイントの付与、優待カードの発行、抽選による賞品の贈呈を行っている。 ・また、日々の健康づくりの取組に加え、健康診断、健康イベント等への参加でボーナスマイレージを発行しており、これらの取組を継続しながら、必要に応じて改善を進めていく。 (保健部 健康づくり応援課)	・とよた健康プラス10推進費(7百万円)
126	保健部	(18)	豊田市動物愛護センターを、鞍ヶ池公園内の施設という利点を生かした市民が気軽に立ち寄れる施設として、また、発災時には動物救護の拠点としての役割を果たせるよう施設整備を行い、そのための予算の確保策としてふるさと寄附金を活用すること。また、災害への備えとして、獣医師会など関係団体との連携体制を構築すること。そして、地域猫活動の支援についても積極的に取り組むとともに、飼い猫が安心して暮らせるよう猫の登録制度を開始すること。	・施設の立地を活かして鞍ヶ池公園との連携事業を実施するなど、市民にとって魅力ある施設となるよう工夫していく。 ・ペットの災害対策については、引き続きふるさと寄附金の活用や愛知県獣医師会及び豊田市開業獣医師会との連携強化など体制整備に取り組んでいく。 ・引き続き地域猫活動支援事業に取り組むとともに、飼い猫へのマイクロチップ装着について啓発を推進していく。 (保健部 保健衛生課)	・動物愛護対策費(35百万円) ・地域猫事業推進費(2百万円) ・動物愛護センター費(9百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
127	保健部	(19)	危険ドラッグによる事件、事故が全国的に多発している。市民の命と健康を守るため、薬物、危険ドラッグ乱用防止に向け、関係機関と協力し、市民、児童生徒に対する薬物教育の徹底等、未然防止に積極的に取り組むこと。	・警察や豊田市保護司会、豊田加茂薬剤師会、ライオンズクラブ等の関係機関と協力して、薬物、危険ドラッグ乱用防止に向けた街頭活動やポスター掲示等の啓発活動を行っていく。 ・また、児童生徒等を対象とした講習会の実施や新成人へのQRコードを活用した情報提供等を行って、薬物に関する正しい知識の普及を図りながら未然防止のための取組を進めていく。 (保健部 健康政策課)	・薬務監視指導費(1百万円)
128	産業部	(1)	中小企業・小規模事業者においては防災意識が高まって来ているがBCP策定状況は低い水準であるため、策定に取り組む中小企業・小規模事業者に対し引き続き支援すること。また、防災設備を導入するための補助制度や専門家派遣による支援、耐震化が必要な事業所への補助制度等、さらなる支援策を構じること。	・中小企業・小規模事業者のBCP策定に係る経費の一部を補助することで、事業継続に向けた取組を、引き続き支援していく。 (産業部 産業労働課) ・企業の防災・減災にかかる取組として、2019年から愛知工業大学と連携し、豊田市内の企業のBCP作成を支援するためのセミナーを開催している。さらに、受講後フォローアップ講座を行い、BCPの活用や見直しへの支援を通じて、今後も企業防災力の向上を図っていく。 (地域振興部 防災対策課) ・耐震改修促進法に基づく特定規模以上の事務所や工場等について、耐震診断や改修に対する補助制度により支援していく。 (都市整備部 建築相談課)	・経営力強化支援補助金(12百万円) ・企業防災推進費(1百万円) ・民間非木造建築物耐震化補助金(9百万円)
129	産業部	(2)	女性の経済的自立や所得向上に向け、社会的ニーズや報酬の高い仕事に女性が就くためのリスクリングや柔軟に働ける場の整備が重要である。そのため、家事・育児支援に従事するための研修やデジタル技術の習得等への受講支援と就労支援を積極的に行うとともに、ひとり親に対して職業訓練制度活用など丁寧な支援を行うこと。また、女性がライフイベントに影響されず就労が継続できる環境整備や、再就労・起業等の支援を引き続き行うこと。	・出産・子育て等で離職した方を始め、あらゆる女性の就労を支援するため、個別相談、各種セミナー、職業紹介までをワンストップで実施する「女性しごとテラス」において、一人ひとりに合わせたきめ細かいサポートを行うとともに、デジタル技術習得に向けたセミナーを実施していく。 ・家事・育児支援に従事するための研修の実施については、求人者と求職者双方のニーズや動向を注視していく。 ・家事・育児支援に限らず、事業者が社内人材や求職者のスキルアップ等を目的に実施する研修等に係る経費の一部を支援していく。 ・女性のみならず、誰もが働きやすく働きがいのある職場づくりを推進するため、専門家派遣、優良事業所表彰、補助制度等の事業をとおして、取組を進める事業所を支援していく。 ・女性従業員の育成・定着支援に取り組む市内中小事業所を支援するため、スキルやモチベーションアップのためのセミナーを通年で開催していく。 ・女性の起業については、起業プラン作成講座のほか、起業相談、交流会等を開催していく。 (産業部 産業労働課)	・女性就労支援費(48百万円) ・働き方改革推進費(アドバイザー派遣費)(1百万円) ・働き方改革推進費(啓発事業費)(4百万円) ・働き方改革推進支援補助金(9百万円) ・人材活躍支援補助金(23百万円)
130	産業部	(3)	「食品衛生法」が改正され、漬物の製造販売には営業許可が必要となった。そのため漬物を製造販売する事業者に対して、営業許可取得のための整備に掛かる経費の補助制度を創設すること。	・個店を含めた事業者及び中小企業の事業再構築を後押しするため、販路拡大や業務効率化、新分野の展開、業態変換、事業・業種転換などの取組に対する支援を継続していく。 ・なお、漬物の製造販売に関する整備支援については、状況を注視していく。 (産業部 商業観光課)	・商業パワーアップ支援補助金(25百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
131	産業部	(4)	デジタル技術の驚異的な進歩や女性・若年者を中心とした働き方の多様化などにより起業を目指す人が増えている。そのため、新たな雇用の創出や地域経済の発展に向け、スタートアップや第2創業等の支援を行う窓口を創設し、中小企業・小規模事業者及び個人を支援すること。	・試作開発・交流・相談ができるものづくり創造拠点SENTANの運営や実証フィールドの提供、新製品・新技術等の開発や新たなビジネスモデルの構築に関わる補助制度等を継続して実施し、スタートアップの事業化等を支援していく。 (産業部 次世代産業課) ・創業支援は令和7年3月策定予定の商業活性化プラン(2025-2029)における重点施策の1つに位置付け、「創業しやすい環境」の形成を目指し、創業機運の醸成から開業、自立に至るまでを支援する計画である。 ・次年度は特に創業機運醸成事業の拡充を行い、創業に関心のある若者が実際に創業に向けた事業イメージの形成、資金計画の作成等に踏み出せるよう後押しをしていく。また、創業費用の軽減策は、引き続き創業者向けの経済環境適応資金創業等支援資金に対する信用保証料補助を継続する。 (産業部 商業観光課) ・女性の働き方の選択肢の1つとしての起業を支援するため、起業プラン作成講座のほか、起業相談、交流会等を開催していく。 (産業部 産業労働課)	・ものづくり創造補助金(21百万円) ・ものづくり創造拠点運営費(74百万円) ・新事業展開支援費(49百万円) ・商業活性化対策費(17百万円) ・信用保証料補助金(37百万円) ・中小企業指導事業補助金(84百万円) ・女性就労支援費(48百万円)
132	産業部	(5)	出生時育児休業制度利用促進のため、対象者、市内企業そして市民へ広く周知するとともに、男性が産休・育休を取得することが当たり前の社会となるよう市民意識の醸成に取り組むこと。	・企業や市民へ広く周知するため、男女共同参画に関する情報誌「クローバー」への記事掲載や幅広い市民を対象とした「さんかくフェスタ」でのブース出展などを通じて、市民意識の醸成に取り組んでいる。 ・また、令和6年度に策定予定の(仮称)クローバープランⅤ(第5次男女共同参画プラン)において、引き続き「働き方改革の推進」や「男性の家事・育児への主体的な参画の取組」に取り組んでいく予定である。 (生涯活躍部 市民活躍支援課) ・出生時育児休業制度を含めた働き方改革に関する情報提供を行うとともに、自社の現状把握及び新たな取組を支援するため、「働き方改革アドバイザー・講師派遣制度」により、専門家を無料で派遣する。 ・育児との両立支援を含めた働き方改革に取り組み、成果を上げた事業所を表彰する「はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰制度」やセルフチェックのための「働きやすい職場づくり推進事業所」確認公表制度により、事業所の成功事例の周知に取り組んでいく。 ・中小企業が働き方改革に取り組むために要する経費の一部を支援する。 (産業部 産業労働課)	・講座開講費(1百万円) ・啓発費(1百万円) ・働き方改革推進費(アドバイザー派遣費)(1百万円) ・働き方改革推進費(啓発事業費)(4百万円) ・働き方改革推進支援補助金(9百万円)
133	産業部	(6)	産業誘導促進のため、さらなる発展が望める南部地域においては、官民が力を合わせ積極的な企業誘致へのPR活動を引き続き行うこと。また、定住促進のため、工業団地への企業誘致と定住促進策をセットで考えるとともに、市内在住者の採用についても積極的に働きかけること。	・ものづくり産業の活力を維持、発展させていくため、産業立地ポテンシャルの高い南部地域を含めた本市への企業誘致が重要であると認識しており、ものづくり産業の集積や優れた交通アクセス、多様な支援制度だけでなく、良好な宅地供給や子育て支援、充実した教育環境など、従業員やその家族にとって住みやすいまちであるといった魅力について、企業に積極的にPRしていく。 ・市内在住者への安定した雇用機会の創出を図るため、市が造成する工業団地への企業誘致に際しては、市内在住者の採用数を審査基準にするなど、市民の雇用を促していく。 (産業部 産業労働課)	・企業立地奨励補助金(1,290百万円) ・産業誘致活動費(21百万円)
134	産業部	(7)	難病やがんになっても安心して活躍できる社会を実現するため、豊田加茂地域産業保健センター及び愛知産業保健総合センターにおいて、様々な事業が展開されているが、さらに就労継続支援をするためにも難病・がん患者就業支援奨励金制度を創設すること。	・現時点では、難病・がん患者の就労継続を支援するための事業所に対する奨励金の導入は予定していないが、がん等の病気の治療と仕事の両立支援として、社会保険労務士などの専門相談員による相談窓口を継続実施するとともに、事業所に対し、治療と仕事の両立支援相談窓口を周知していく。 ・また、優良事業所表彰による好事例の発信や働き方改革アドバイザー派遣制度を通じ、事業所に対して、従業員の病気治療と仕事の両立に配慮した勤務や休暇制度の導入等に向けた支援を行っていく。 (産業部 産業労働課)	・働き方改革推進費(アドバイザー派遣費)(1百万円) ・働き方改革推進費(啓発事業費)(4百万円) ・働き方改革推進支援補助金(9百万円)

通 番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
135	産業部	(8)	建設業の効果的な政策を立案するためには、地域を広域的に精査し、地域建設業の中・長期課題の検討、市民の安全・安心を守る事業展開ができる地域建設業の振興に精通した人材育成が必要である。地域建設業の振興政策を担う「建設業振興組織」を設置し、人材育成を図ること。	・商工会議所建設業部会「建設業経営研究会」による人材確保、人材育成や業界活性化のための主体的な取組を支援していく。 ・建設業を含めた企業団体等による人材育成の取組に対し、経費の一部を支援していく。 (産業部 産業労働課)	・建設業振興推進費(1百万円) ・人材活躍支援補助金(23百万円)
136	産業部	(9)	農業の活性化を積極的に推進し、食料自給率を高める施策を展開するとともに、引き続き地産地食の推進を図ること。また、全国に誇れるブランド品をさらに産み育て、全国へのPRを含め引き続き積極的に推進すること。	・地産地食については、引き続き地産地食応援店(小売店や飲食店)の拡大を図り、市内産農産物を購入しやすい環境づくりを推進する。 ・また、産業フェスタの農林マーケットや地産地食マルシェなどの各種イベントの開催により、生産者と消費者の交流を図り、市内産農産物への愛着形成により、消費拡大を推進する。 ・くわえて、WRC等の大型イベントを契機とした産地PRの強化や、中心市街地及び開催地区周辺の地産地食応援店との連携によるおもてなし事業の開催など、当市ブランド農産物の高付加価値化及び販売促進に向け、規模を拡大して取り組む。 (産業部 農政企画課) ・経営所得安定対策事業を推進するとともに、米と麦等転換作物のブロックローテーションによる計画的な生産調整と食料自給率の向上を図るため、麦連坦団地形成農家や飼料作物団地形成農家を引き続き支援していく。 (産業部 農業振興課)	・地産地食推進費(5百万円) ・豊田地域農業活性化対策負担金(8百万円) ・水田農業経営所得安定対策推進事務費(5百万円) ・水田農業経営所得安定対策推進補助金(10百万円)
137	産業部	(10)	鳥獣害対策においては、専門家あるいは専門機関と協定を結び、最新の情報や技術のもと、最も有効な対策を行える体制を確立すること。また、補助制度によるハード面の強化から地域全体の共同によるソフト面強化への方向転換等、抜本的な見直しを図り、過度な鳥獣の駆除を適正数に抑えながら、農作物への被害削減を目指すこと。	・県やJA等の関連機関並びに有識者等で構成する「豊田市農作物等鳥獣害対策連絡協議会」が実施する鳥獣害対策事業を推進していくほか、日ごろからの情報収集に加え、必要に応じて国等とも連携を図り、各種事業がより効果的・効率的なものとなるよう取り組んでいく。 ・集落の住民が専門家と共に各集落にあった対策を講じる「集落獣害対策ベストマッチ事業」の実施により、必要な人材の育成、集落における情報の共有化を図るなど、「鳥獣害に強い集落」づくりに向けて取り組んでいく。 ・狩猟免許の取得等に係る費用を支援し、地域における有害鳥獣捕獲活動の担い手の確保に努めていく。また、猟友会と連携を図りながら、有害鳥獣駆除を実施するとともに、農事組合等が実施する有害鳥獣の捕獲・駆除・埋設等の支援を行っていく。 ・第二種特定鳥獣管理計画市町村実施計画及び鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣の個体数管理及び農作物等被害の軽減を図っていく。 (産業部 農業振興課)	・有害鳥獣捕獲対策費(34百万円) ・野生鳥獣被害防止対策事業補助金(5百万円) ・狩猟免許取得支援費補助金(1百万円) ・鳥獣害防止総合対策費負担金(20百万円) ・有害鳥獣捕獲奨励補助金(5百万円)
138	都市整備部	(1)	南海トラフ地震の発生が危惧される中、木造住宅の耐震化は喫緊の課題であり、その推進には補助制度の見直しも重要となる。そこで、補助対象を2000年基準の建物まで拡大するとともに、補助金額についても、近年の改修費用の増大を鑑み増額すること(耐震シェルター・防災ベッドを含む)。また、安価な耐震改修の周知により、耐震化を促進すること。	・倒壊等の危険性が高い旧耐震基準の木造住宅に対して、需要が高い耐震改修工事と解体工事の上限額の引き上げにより、耐震化を促進していく。 ・補助対象の拡大は、国、県の動向を注視し取り組んでいく。 ・安価な耐震改修工法については、引き続き建築士会等による無料耐震診断の際に周知していく。 (都市整備部 建築相談課)	・耐震補強工事費等補助金(63百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
139	都市整備部	(2)	「改正空家対策特別措置法」では特定空家への勧告・命令等を円滑に行うため、市区町村長に特定空家の所有者に対する報告徴収権を付与し、緊急時に取り壊す必要がある特定空家に対して、命令等の手続きを省略した代執行が可能となり、迅速に周辺地域の安全を確保できる仕組みを定めるなど、特定空家の除却が進め易くなった。本市にも、既に倒壊等著しく保安上危険となる怖れがあり、かつ著しく衛生上有害となっており、適切な管理が行われていないため著しく景観を損い、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空き家が存在し、周辺住民を苦しめている。そのため、著しく管理が不適切な空き家を特定空家とし、早急に除却を行うこと。	・空き家の管理については、個人の財産であることを踏まえ所有者等の責任で行うべきだと考えている。また、管理不全空家の運用も始まったことから、まずは法に基づいた助言・指導や勧告を実施していく。その上で特定空家等に該当するとの判断は、空家等対策協議会の意見を踏まえ行っていく。 (都市整備部 定住促進課)	
140	都市整備部	(3)	中心市街地の賑わい創出と地域住民の利便性向上のため、おいでんバスへのワゴン車の導入や市内中心部の地域公共交通を確保するための小型車両による循環バスを導入すること。そして、そのコース作成にあたっては公共交通の空白地を考慮したうえで、複数のコースを設けるとともにバス停の間隔を短くし1つの停留所で30分に1本程度はバスが来るようにすること。	・小型車両による循環バスの導入については、利用者のニーズ、交通事業者への影響、費用対効果、運転手不足の影響などを考慮した上で、その必要性を見極めていく。 (都市整備部 交通政策課)	
141	都市整備部	(4)	市営住宅においては、目標戸数確保の早期達成を目指すとともに、入居・更新時の保証人を廃止すること。また、空室状態が多い特定公共賃貸住宅の空室解消に取り組むこと。そして、入居可能人数と世帯人員が適合しなくなった場合においても、年齢や介護認定の有無などを勘案した入居継続のための要件を設けること。	・市営住宅ストック総合活用計画に基づき、民間賃貸住宅の活用を前提に市営住宅の目標戸数について引き続き現状維持に努めていく。 ・入居時の保証人制度について検証を行い、廃止に向けて進めていく。 ・特定公共賃貸住宅の空き住戸については、現状の検証を行い空き住戸解消に取り組んでいく。 ・入居可能人数の不一致による問題は、将来の世帯人数の動向の想定をもとに、住戸の居住人数の設定を見直していく。 (都市整備部 定住促進課)	
142	都市整備部	(5)	無縁墓の増加防止のため、墓じまいへの支援策を創設するとともに、市営の合葬墓を設置すること。また、本市においても既存墓地の返還が加速度的に増加している現状を鑑み、墓地行政が抱える課題解決に向け、体系的に施策を実施するための行政計画を策定すること。そして、これらに取り組むため、古瀬間聖苑と古瀬間墓地公園を一括して担い、時代に合った墓地行政を実施するための組織を創設すること。	・令和7年度から古瀬間墓地公園の所管を福祉部とし、古瀬間聖苑とともに「(仮)やすらぎ福祉総務課」で所管する。 ・古瀬間墓地公園において、適切な管理ができていない利用者を調査し無縁墓防止に取り組んでいる。従来型の墓石形態の需要がある一方で、民間の様々な墓地形態の取組があることから、現段階で、墓じまい支援策及び市営合葬墓の設置の予定はないが、墓地への考え方が多様化する中、本市における実情や将来動向等を踏まえた上で、今後、必要に応じて市の計画策定を関係部局と協議し判断していく。 (福祉部 総務監査課)	古瀬間墓地公園費(45百万円)
143	都市整備部	(6)	長期末整備となっている都市計画公園、緑地については、長期計画を策定し、引き続き国・県の補助金を積極的に活用し、着実に推進すること。	・長期末整備となっている都市計画公園、緑地については、今後求められる機能を踏まえ、持続可能な都市経営の観点から、市域全体の公園の最適化を含め中長期的な視点で公園のあるべき姿について総合的に検討していく。 (都市整備部 公園緑地つくる課、企画政策部 都市計画課)	・公園整備計画策定費(22百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
144	建設部	(1)	がけ崩れや土石流などの土砂災害から市民の命と財産を守るためにも県と連携し、集団を含めた移転・改修支援制度の拡充など、ソフト面の対策を進めていくこと。また、砂防事業（急傾斜地崩壊対策事業）を県と連携し早急を実施していくとともに、対象範囲の拡大を県へ要望すること。	・県や県内市町村で構成された「大規模災害時における広域避難検討部会」において、大規模災害時における広域避難について検討を進めているほか、国や県を始めとする関係機関で構成された「矢作川圏域大規模氾濫減災総合協議会」において、気象概況や矢作川の減災に係る取組状況などの情報共有を継続して実施している。 （地域振興部 防災対策課） ・土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の補強等に対応した「住宅・建築物土砂災害対策改修補助金」と住宅の建替え等による区域外への移転に対応した「がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金」により支援を行っていくとともに、集団移転に関する国の制度の動向について注視していく。 （都市整備部 建築相談課 企画政策部 都市計画課）	・住宅・建築物土砂災害改修補助金（1百万円） ・危険住宅移転補助金（17百万円）
145	建設部	(2)	狭あい道路の拡幅整備を着実に進めるため、道路後退用地買取や支障物撤去費用への補助制度を創設すること。また、工事に向けた住民の合意形成が難しいことから、狭あい道路拡幅に関する条例を早急に制定しその解消に取り組むこと。	・補助制度の創設や条例制定の予定はないが、寄付の申請があった場合は、自治区とも連携し、その隣接地権者にも用地の寄付協力をお願いするなど、一定区間の連続した整備による効果も見据えながら、狭あい道路の解消に、引き続き取り組んでいく。 ・なお、狭あい道路の解消に向けては「道路後退におけるガイドライン」において、具体的な道路後退の方法や道路後退用地内の建築物等の撤去について示している。また、道路後退用地の寄付に伴う測量及び分筆にかかる費用は、営利目的でないものは、豊田市で負担している。建築物等の撤去費用については、全て個人負担としている。 （都市整備部 建築相談課、建設部 土木管理課、土木課）	・後退用地整備費（152百万円）
146	建設部	(3)	道路整備の舗装方法については、透水性舗装及び排水性舗装を積極的に用いること。また、法定外道路の舗装、側溝整備については、市道と同様に全額市費で整備すること。	・透水性舗装及び排水性舗装は、愛知県が定める「道路構造の手引き」に基づく判断を基本に地域特性や周辺環境を考慮し、検討していく。 （建設部 土木課） ・法定外道路の舗装・側溝整備については、利用者が限定されるため、「豊田市法定外道路整備工事分担金条例」に基づき受益者負担を求めている。 （建設部 土木課、道路維持課、地域建設課）	・法定外道路改良費（5百万円）
147	建設部	(4)	国道153号は都市と山村地域をつなげ、地域間交流を促す重要な路線であり、地域の生活道路でもあることから、地域住民の利便性向上を図るためにも、国の伊勢神改良事業の一環として行われる「国道153号 新伊勢神トンネル（仮称）工事」の早期完了を国に引き続き要望すること。	・国道153号 新伊勢神トンネル（仮称）については、現在、トンネル掘削工事が進められている。 ・市としては、関連事業を含めて地元や関係機関との調整を行うなど、引き続き事業促進に向けた支援を実施するとともに、事業が早期に完了するよう強く要望していく。 （建設部 地域建設課）	・排水路改良費（548百万円）

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
148	建設部	(5)	公共道路、歩道、橋りょう、公共施設等、都市基盤施設は今後加速度的に老朽化していき、それにより事故に至ることが懸念されている。公共道路、歩道では空洞化による陥没が全国的に発生し、人身への被害が出ているケースもある。事故防止と更新費用抑制のため、予防保全による維持管理を行い引き続き事故防止に努めること。	・道路施設の老朽化対策については、個別施設計画に基づき予防保全型と事後保全型の管理を組み合わせ点検、修繕及び更新を計画的に行っている。引き続き適正な施設管理を行うとともに、維持管理費の抑制と事故防止に努めていく。 (建設部 道路維持課、地域建設課、道路予防保全課) ・上下水道施設は、道路空間を占用するインフラ施設であり、都市基盤を保全するために適切な老朽化対策を進めていく。 ・水道については、水道ストックマネジメント計画に基づき、効率的な更新や修繕を行っていく。 ・下水道については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を行いながら改築や修繕を行っていく。 (上下水道局 水道維持課、下水道施設課、下水道建設課)	・道路等管理費(1, 223百万円) ・道路修繕費(2, 178百万円) ・交通安全施設維持管理費(523百万円) ・橋りょう修繕費(404百万円) ・下水道管路施設包括的維持管理費(252百万円) ・水道ストックマネジメント関連事業費(管路)(1, 035百万円) ・下水道施設健全度調査費(7百万円) ・下水道管路修繕費(37百万円) ・下水道施設修繕費(25百万円) ・下水道施設更新費(69百万円) ・雨水管路更新費(85百万円) ・汚水管路更新費(82百万円)
149	建設部	(6)	豊田市内からみよし市三好ヶ丘への進入道路である「市道福谷一色線」においては、道路幅員が非常に狭いため、大変に危険な状態である。その解消のため「市道豊田西部2号線」の久岡町～三好ヶ丘間の早期開通を目指すこと。	・市道豊田西部2号線は、豊田南バイパスと接続させることにより、周辺地域の交通の円滑化及び安全性の向上を目指している。 ・豊田南バイパスから市道福谷一色線までの区間については、豊田南バイパスと同時期の整備完了を目標に事業推進を図っていく。 ・続く三好丘までの区間については、みよし市と連携し、設計を進めていく。 (建設部 幹線道路推進課、企画政策部 都市計画課)	・市道新設費(466百万円)
150	消防本部	(1)	運転免許証の区分変更により消防ポンプ車の普通免許での運転ができなくなった。そのため、消防ポンプ車の運転に必要な免許を持っていない団員に対する免許取得の補助制度を広く周知すること。	・令和4年度から豊田市消防団員準中型自動車免許取得補助金制度を開始し、毎年分団長以上を対象とした会議で消防団全体へ周知している。さらに、対象車両を保有する分団へ個別に依頼し、積極的な補助制度の活用を引き続き促していく。 (消防本部 総務課)	・準中型自動車免許取得費補助金(1百万円)
151	消防本部	(2)	救急車が進入できない狭い道があることから、狭い道でも進入でき、より迅速に傷病者を搬送することが可能となり、救命率向上や傷病者の容体悪化防止につながる軽救急車を導入すること。	・軽救急車については、現状の救急活動において現場周辺まで救急車が近づけないことがほとんどなく、また、救急車までの搬送はストレッチャー等の使用により迅速な対応が可能であるため、現時点では導入の必要性はないと考えているが、状況の変化を注視して適宜判断していく。 (消防本部 警防救急課)	
152	消防本部	(3)	近年、複雑多様な災害が発生しており「第3次豊田市消防整備基本計画」に基づき、組織体制や消防資機材の整備等を引き続き積極的に推進するとともに、動画による119番通報システムを市民に周知すること。	・令和7年度からスタートする消防ビジョン～第4次消防整備基本計画～に基づき、消防組織体制や消防資機材の整備の充実を図っていく。 ・隊員が危険な環境に進入することがないように、3Dスキャンによる建物内部の形状把握や、表面温度、ガス濃度及び危険物質等を検知できる遠隔操作式の消防用ロボットを新たに導入する。 ・動画による119番通報システムは、応急手当講習等での広報や事業所等への研修時に使用方法を周知し、認知度を高めていく。 (消防本部 総務課、警防救急課、指令課、北・中・南・足助消防署管理課)	・救助・警防活動費(23百万円) ・消防機械整備費(消防用ロボット)(6百万円) ・通信機器管理費(動画119費用)(3百万円)
153	消防本部	(4)	AEDの使用においては性別によらず抵抗感なく使用できるよう、講習等でのプライバシー保護の周知をするとともに、本体内に三角巾を配置すること。	・応急手当講習会の指導において、AEDパッドを貼付する際のプライバシー保護について衣類などで対応できることを周知し、プライバシーの配慮に適切に対応していく。 (消防本部 中消防署管理課)	・救急高度化推進費(警防救急課分を除く)(6百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
154	消防本部	(5)	消防団は、火災や自然災害時の活動、地域住民への防災意識の啓発等、安全・安心な地域づくりのため貴重な存在であるが、団員数の減少が大きな課題となっている。そのため、基本団員と機能別消防団員の増員に取り組むとともに「豊田市消防団応援の店」の拡大に努めること。また、女性消防団員の積極的な活躍の場を作るとともに増員を目指すこと。	・消防団員確保に向けた取組について、自治区等と連携を図り、地域における加入促進活動を支援していく。また、多様な市民の参画を促進するため、女性、外国人、学生向けのポスター及びチラシを作成し消防団員の入団促進に努める。さらに、消防団員によって構成される「The消防ロッカーズ」の音楽を通じた活動により消防団を身近に感じてもらうことで、団員の確保につなげていく。 ・「豊田市消防団応援の店」の拡充を図るため、団員が普段から利用する店舗などへ登録の働き掛けを行うとともに、すでに登録している店のPRを進め、団員の利用機会を増やす。 ・女性団員に関しては、各地域での勧誘活動に加えて、女性団員を対象にした交流会の実施などにより、女性消防団員の拡充に努める。 (消防本部 総務課)	・消防団充実強化推進費(45百万円)
155	消防本部	(6)	市民の命を守るために、初期消火が重要であることから、火災予防意識の向上を図り、消火器及び住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、取替えや維持管理についても必要性を周知すること。	・火災予防意識の向上については、地域や事業所等での各種訓練のほか、消防フェスタや消防音楽隊のコンサート等のイベントを通じて、初期消火の重要性を周知していく。 ・消火器については、高齢者を対象とした住宅防火対策の講座でVR消火訓練機器を使用し、消火器の設置や使用方法を周知していく。 ・住宅用火災警報器については、新たに住宅用火災警報器取付け等支援事業を実施し、住宅用火災警報器の設置や取替えを推進していく。 (消防本部 予防課)	・防災指導事務費(1百万円) ・消防フェスタ開催費(2百万円) ・消防音楽隊費(3百万円) ・火災予防活動費(住宅用火災警報器等啓発用リーフレット)(1百万円) ・高齢者住宅防火促進費(1百万円)
156	上下水道局	(1)	人口減少に伴う使用料収入の減少等、上下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増してく中で、持続可能な上下水道事業に向け、広域化・共同化を推進すること。	・水道事業における県調整池からの直結配水や、下水道事業における流域下水道への接続による処理場の廃止を進めるなど事業効率化を図っていく。 (上下水道局 企画課、水道整備課、上水運用センター、下水道建設課)	・広域化送水事業費(管路)(150百万円) ・広域化送水事業費(施設)(7百万円) ・污水管路広域化共同化事業費(312百万円)
157	上下水道局	(2)	局所的な大雨や集中豪雨から市民生活を守るため、気候変動の影響を踏まえた都市浸水対策を計画的に推進すること。	・気候変動を考慮した総合雨水対策マスタープラン等に基づき、雨水貯留施設の整備を進めていく。 (建設部 河川課) ・市街化区域における浸水被害の軽減を図るため、雨水管理総合計画に基づき、気候変動を踏まえた浸水対策の推進を図っていく。 (建設部 河川課、上下水道局 企画課、下水道建設課、下水道施設課)	・流域貯留施設整備費(89百万円) ・浸水対策実施設計委託料(19百万円) ・中部第2ポンプ場再構築事(62百万円)
158	上下水道局	(3)	上下水道において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式のウォーターPPPの検討をすること。	・上下水道施設の維持管理体制については、国のウォーターPPPの通知を踏まえ、運用を含めた維持管理体制への民間活力導入を検討していく。 (上下水道局 企画課、下水道施設課)	・ウォーターPPP基本検討委託費(20百万円)
159	上下水道局	(4)	市民に安全で美味しい水を安定して提供するとともに、管理運営の見直しと充実を図り、コスト低減等に引き続き積極的に取り組むこと。	・水道水の管理体制については、検査の実施体制や技術的能力の適格性を示す水道水質検査優良試験所規範(水道GLP)の認定を継続していく。 ・また、計画的な水質検査機器の更新や、国・県が実施する外部精度管理調査に積極的に参加して水質検査精度を高め、万全な水質検査体制を整備するとともに、取水施設の改良に取り組んでいく。 (上下水道局 上水運用センター)	・水道GLP手数料、外部精度管理試験購入費(1百万円) ・水質検査機器購入費(39百万円) ・取水施設改良費(33百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
160	上下水道局	(5)	水道事業のDXを進めるため、スマートメーターやキャッシュレス決済等を導入すること。	・スマートメーターについては、費用対効果の観点から口径50mm以上のメーターを8年の検定満期を迎える時点で順次スマートメーターに交換している。 ・スマートフォンによるキャッシュレス決済については、令和6年度から利用可能である。 (上下水道局 料金課)	・固定資産購入費(7百万円) ・通信費(1百万円) ・料金収納代行委託費(16百万円)
161	上下水道局	(6)	「新水道耐震化プラン」に基づき着実に耐震化を推進するとともに、AIによる水道管劣化予測の診断結果を有効活用し、管路の漏水防止に努めること。	・管路については、医療機関等の重要給水施設へ向かう管路や主要配水場などを結ぶ基幹管路を優先的に耐震管の整備を行っていく。 ・施設は、配水場など主要施設の耐震化を進め、大規模断水に備えた応急給水施設として災害拠点給水施設の整備を行っていく。 ・管路の漏水防止については、水道ストックマネジメント計画における実施計画に対して、適宜、AI劣化予測診断結果を踏まえた見直しを行い、効率的な更新や修繕を行っていく。 (上下水道局 水道整備課、水道維持課、上水運用センター)	・管路耐震化事業費(445百万円) ・施設耐震化事業費(34百万円) ・災害拠点給水施設整備費(40百万円) ・水道ストックマネジメント関連事業費(管路)(1,035百万円) ・水道ストックマネジメント関連事業費(施設)(1,139百万円)
162	上下水道局	(7)	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、十分な予算を確保すること。また、浄化槽の適正な維持管理を促すため、合併処理浄化槽保守点検補助制度を創設すること。	・下水道が整備されない区域においては、汚水処理の未普及解消に向けて、単独処理浄化槽や汲取りトイレから合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き補助金を交付していく。 ・また、取水口の上流に位置する水源地域では、水源の水質保全を目的に、合併処理浄化槽への転換に対し、水道水源保全基金を活用した上乘せ補助を引き続き実施していく。 ・合併処理浄化槽の保守点検については、国県の補助制度導入に関する動向を見据えながら、自治区等を通じた地域ぐるみでの啓発及び維持管理の指導を継続していく。 (上下水道局 下水道施設課、総務課)	・合併処理浄化槽設置費補助金(一般会計 137百万円) ・水質保全対策事業補助金(特別会計 4百万円) ・浄化槽適正管理推進費(一般会計 5百万円)
163	上下水道局	(8)	水質保全と下水道事業の収入確保のために、下水道接続率100%の達成に取り組むこと。	・接続率の向上対策としては、文書送付や電話等による未接続世帯への啓発活動のほか、地区単位で下水道への関心を深めることを目的とする地域行事でのPR活動などに取り組んでいく。 (上下水道局 下水道施設課、総務課)	・接続促進用委託料(1百万円)
164	上下水道局	(9)	南海トラフ巨大地震、猿投高浜断層帯等による地震の発生が危惧される中、飲料水確保を充実させていくため、災害時における消火栓からの応急的な飲料水確保策を導入すること。	・応急給水施設については、新・水道耐震化プランに基づき整備を進めるとともに、更なる拡充に向けて取り組んでいく。 ・消火栓については、消防活動を円滑に行う上で重要な施設であり、被災時の使用も想定されることから、現時点で飲料水確保を目的とする利用は考えていない。 (上下水道局 企画課、水道整備課、上水運用センター)	・災害拠点給水施設整備費(40百万円)
165	教育部	(1)	柔軟なカリキュラムの作成や授業時間を減らすことが可能であるなど、子どもの事情に合わせた学びやすい工夫が可能である「学びの多様化学校」の設置、外に出ることが困難な児童生徒の「仲間と学びあえる新たな学び舎」として期待できるメタバース空間を活用した学びの場の整備、また、それら多様な学びの場での学びを評価する方法の構築に取り組むこと。	・「学びの多様化学校」については、他の学びの場等の充実と合わせて必要性について調査している。 ・メタバース空間を活用した学びの場の整備については、未来都市推進課が進める「メタバースとよた」のプラットフォームを活用した実証を行い、検証をしていく。 ・多様な学びの場での学びの評価等については、文部科学省からの通知を元に、現在、検討を進めている。 (教育部 学校教育課)	

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
166	教育部	(2)	経済的な理由でフリースクールに通うことが困難な児童生徒を支援するための「フリースクール等利用支援」制度の開始が予定されているが、その対象者は限定されている。経済的困窮状態とは言えない家庭においても、その費用の負担感により利用を控えざるを得ない児童生徒が出ないよう、その対象範囲を拡大すること。	・フリースクール等民間施設等を利用する不登校児童生徒への支援の在り方として、特に経済的に困窮している家庭への金銭的な支援についての緊急性が高いことから、対象を設定した。 ・今後は、効果を検証して対象範囲について検討していく。 (教育部 学校教育課)	・フリースクール等利用支援補助金(5百万円)
167	教育部	(3)	「発達障がい」が一般的に知られるようになり、ADHDやASDはその行動特性から理解や配慮が進んで来ている。一方、最も出現頻度の高いLDである発達性ディスレクシアは通常の学級で理解されにくいいため、困難さを抱えているということに気付かれず、その対応が進んでいない。そのため早急に発達性ディスレクシアの早期発見・早期対応システムの構築と専門的教員の育成をするとともに、その他のLDについても早期発見・早期対応について調査研究すること。	・発達性ディスレクシアを含め、読み書き障がいについては、その理解と対応の周知を図るため、市内の全小中学校の特別支援教育コーディネーター(教員代表)を対象に、パルクとよたの特別支援教育アドバイザーやこども発達センター言語聴覚士が研修等を行っている。 ・また、早期発見のため、各学校で気になる児童生徒について学校から相談があった場合は、特別支援教育アドバイザーが巡回訪問で観察し、必要に応じて、こども発達センターの言語聴覚士につなぎ、連携して早期対応に努めている。 (教育部 学校教育課)	・教育指導研究費(教育推進委託料)(1百万円) ・特別支援教育推進費(57百万円) ・人件費(特別支援教育アドバイザー)(28百万円)
168	教育部	(4)	児童生徒の生理の悩みの早期発見と早期の治療につなぐために、小中学校の健康診断時の保健調査票の記入に際し、月経前そして月経中の下腹部痛などの身体的症状、いらいらなどの精神的症状等の月経随伴症状に関して記載する仕組みを追加すること。	・月経随伴症状等の婦人科的診察は、小中学校の定期健康診断の必須検査項目ではないが、保健調査票の連絡事項欄を活用して記入する方法で対応している。 ・思春期の女子が持つ、体の変化に関する悩みの対応は大切であり、対応を要する児童生徒には、保健室での相談案内や養護教諭から声をかけるなど引き続き対応していく。 (教育部 保健給食課)	
169	教育部	(5)	学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、その意義を適切に説明できないような校則については、本当に必要なものか、不要に行動が制限されていないかを検証するなど、校則はその内容や必要性について絶えず見直しを図る必要があることや、子どもが主体的に見直しに参画することは、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義があること、校則の内容を学校内外の者が参照できるよう、学校のホームページ等に公開しておくことが望ましいことなどを周知する取組を教育委員会が中心となり、全ての学校で実施すること。	・児童生徒の状況や社会の変化などを踏まえ、各学校の実情に沿って校則等の見直しを図っている。 また、中学校では、生徒会が中心となって生徒自身が校則の見直しに関わっている。今後も、全ての学校において、社会の変化などを踏まえ、継続的に校則等が適切に見直されていくように啓発していく。 (教育部 学校教育課)	
170	教育部	(6)	新たな情報技術である生成AIなどを使いこなす力は、子どもたちが将来にわたって「生き抜いていく力」を養うことにもつながる。そして、教員の業務の中でも活用できる場面が数多くあり、負担軽減にもつながる。そのため、生成AIなどの新しい技術を学校教育の中に取り入れること。	・児童生徒に生成AIを指導するためには、教職員に生成AIに関する知識や活用する力が必要となる。現在、ガイドラインを提示し教職員が生成AIを活用している。今後、マイクロソフト社と中学生が生成AIを活用できる「Microsoftプレビュー契約(無償)」を締結し、生成AIの効果を検証していく。 (教育部 学校教育課)	
171	教育部	(7)	子どもと教員の関係は何より大切である。教員が子どもと向き合う中で、悩みや相談を受け、人間関係を構築することも教員の役割である。しかし、現在、教員は非常に多忙であり、子どもが抱えている様々な悩みや問題を解決する時間が取りにくい状況である。教員の多忙化解消のため、教員の加配、事務の効率化を図る等、さらなる対策を講じること。	・業務改善推進委員会を引き続き設置し、改訂した教職員多忙化解消プランの進捗管理及び多忙化解消に向けた取組の周知・改善を着実に進めるとともに、国の指針や県の条例・規則に則った時間外在校等時間の上限時間(月45時間以内、年360時間以内)の目標を段階的に目指していく。 ・また、学校閉庁日や電話の受信を控える時間帯の設定、研修・出張の削減、非常勤養護教諭の継続配置等により、教員一人ひとりの業務負担の軽減を図り、子どもと向き合う時間を確保していく。 (教育部 学校教育課)	・業務改善調査委託費(3百万円) ・教育指導研究費(教育推進委託料)(1百万円) ・人件費(非常勤養護教諭)(127百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
172	教育部	(8)	性的指向や性自認に関して悩んでいる児童生徒の状況を正確に把握するため、ハラスメントやいじめの実態調査を行うこと。また、性的マイノリティの児童生徒への人権擁護や不登校防止等のため、市内全ての中学校ごとの制服への男女共通制服の導入と小中学校で使用する水着に男女共用セパレート水着を導入することを教育委員会として取り組むこと。そして、男女混合名簿の使用、着替えのための個室や性別を気にせず使用できるトイレの整備など、性的マイノリティの児童生徒が過ごしやすくなるための環境を整備すること。	・性的指向や性自認に関して悩んでいる児童生徒の状況を把握するための限定した実態調査は、現在考えてはいるが、学習用タブレットを活用した相談システムを取り入れているため、そうしたツールを活用し、今後も児童生徒の悩みに対し迅速な把握と対応に努めていく。 ・性的指向や性自認に関する理解を深めるため、eラーニングを活用した教員への研修を実施しており、今後も引き続き実施していく。 ・男女共通制服及び男女共用セパレート水着の導入については、学校の実情がそれぞれ異なり、各学校の判断に委ねているため、市が統一して導入することは考えていない。しかし、市内の中学校全28校中、16校では個別に体操服を認めるなどLGBTQに対応している。 ・男女混合名簿の使用については、学校の実情がそれぞれ異なり、各学校の判断に委ねているため、市が統一して使用することは考えていない。しかし、市内の小中学校の約8割で男女混合名簿を使用している。 ・着替えやトイレにおける性同一性障がい児童生徒への配慮として、保健室、多目的トイレや職員トイレの利用を認めるなど、各学校の状況に合わせ既存施設を活用した対応をしている。 (教育部 学校教育課、学校づくり推進課)	
173	教育部	(9)	子どもたちの心身の状況への気づきや相談支援のきつかけづくりのために、毎日の健康観察にICTを活用すること。また、学校においても生理の公平の実現に取り組む必要があるため、全ての小中特別支援学校のトイレに生理用品を配備すること。	・健康観察については、タブレットを活用し、実施している。また、タブレットには、「先生助けて」というソフトも導入しており、児童生徒の相談支援に活用している。 ・学校の生理用品配備は、全学校で保健室に常備しており、トイレへの配備は、状況を踏まえながら、総合的に判断していく。 (教育部 学校教育課、保健給食課)	・管理費(1百万円)
174	教育部	(10)	教科担任制は、授業の質の向上、教員の負担軽減、児童への多面的な指導・育成が可能となるため早期に導入すること。	・教科担任制の導入を小学校で円滑に広げていくためには、まずは専科教員の確保が必要であると考えている。 ・取組としては、教員同士で授業を交換するような手法を生かしたり、教科担任制研究校のカリキュラムや授業の進め方などを市内全域に広めたりし、教科担任制本来の目的である専門性の高い、きめ細かな指導に取り組んでいけるよう研究していく。 (教育部 学校教育課)	
175	教育部	(11)	発達障がい児等への対応を充実させるため、引き続き教員の研修体制の強化や教員配置の拡充に取り組むこと。また、必要に応じた各教科の補充指導、個々のニーズに合わせた指導ができる「通級指導」の推進を図ること。そして、発達障がいの特性に合わせた支援方法をよく研究し、児童生徒が社会で生き抜く力が身に付くよう教育すること。併せて、発達障がいの疑いのある児童生徒の保護者に寄り添い、障がいの理解を深め支援につなげるよう、さらに取り組むこと。	・発達障がい児等への対応は、各学校の特別支援教育コーディネーター(教員代表)を中心に、教員の力量向上や校内支援体制の整備を進めている。 ・また、経年研修や学校へのパルクとよたの特別支援教育アドバイザー等の派遣、こども発達センターとの共催研修の実施や、指導を支援するための学級運営補助指導員を配置しており、今後も継続して行っていく。 ・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒については、市内71校で通級指導教室を実施している。通級指導教室担当教員と学級担任が連携して児童生徒の特性を理解し、よりよい支援・指導に努めている。 ・通級指導教室の担当教員の力量向上のため、特別支援教育アドバイザーや特別支援学校の教員が学校を訪問し、児童生徒一人ひとりに合わせた支援・指導の方法について助言を行っており、今後も継続して実施していく。 (教育部 学校教育課)	・教育指導研究費(教育推進委託料)(1百万円) ・特別支援教育推進費(57百万円) ・人件費(特別支援教育アドバイザー)(28百万円)

通番	種別	No.	要望事項	要望事項に対する対応	主な計画事業 (令和7年度当初予算) その他参考事項
176	教育部	(12)	児童生徒の思考力向上や人格形成においては、読書活動が果たす意義は極めて高いため、読書促進のための施策を引き続き積極的に推進すること。また、読み書き障がいの児童生徒が、読書の楽しみが体験できる方法を調査研究すること。	・読書活動を通して、児童生徒の表現力と感性を豊かにするため、引き続き、学校図書館司書を全小中学校、特別支援学校に配置し、読書促進のための継続的な支援を行っていく。 ・第4次教育行政計画においても、こどもの読書活動推進事業を重点事業としており、子ども読書活動アクションプランに基づき、引き続きこどもの読書活動の推進に向けた事業を推進していく。 ・学校図書館司書や図書館主任への研修において、読書バリアフリーの視点からの選書の必要性について、マルチメディアデジ等読み書き障がいに対応する図書や電子図書の貸出しに関する情報を周知した。各種研究機関の成果を生かし、読書が困難な児童生徒への支援につながるよう今後も周知を継続していく。 (教育部 学校教育課、図書館管理課)	・人件費(学校図書館司書)(58百万円) ・学校図書館司書配置費(1百万円)
177	教育部	(13)	LDを始めとする学習に困難を抱える児童生徒のため、より効果的なICT機器やアプリについての調査研究を行うとともに、タブレット端末以外の機器の導入を積極的に行うこと。	・様々な障がいにより、通常の教科書では読むことが困難な児童生徒を対象とした、読み上げやルビ振り機能等が付いたデジタル教科書を、市で一括して申請し、必要に応じて使えるようにしている。 ・また、こども発達センターの言語聴覚士と連携し、通常の学級で読み書きに困難さのある児童生徒への効果的なICTの活用方法について調査研究を行っていく。 (教育部 学校教育課)	・特別支援教育推進費(57百万円) ・人件費(特別支援教育アドバイザー)(28百万円)
178	教育部	(14)	グローバル時代の今、国際教育は非常に重要な事業である。中学生海外派遣事業については、今後も市の財政状況に左右されることなく、派遣人数の拡大も視野に入れて恒常的に実施すること。	・より多くのこどもたちに国際交流の場を提供するため、令和7年度は海外派遣事業に加えて、令和6年度に新たに開催した国際理解推進セミナーを継続することで、国際社会で活躍できるこどもの育成を図っていく。 (教育部 学校教育課)	・中学生海外派遣費(35百万円)
179	教育部	(15)	熱中症対策は市の基準で作成したマニュアルを基に、各学校において見直しを適切に行うこと。そして、部活動や行事等の開催については勇気を持って判断するよう各学校に徹底すること。	・熱中症対応マニュアルは毎年、国の動向等を確認し必要な改訂を行っている。各学校が作成する危機管理マニュアルには、熱中症対応マニュアルを盛り込み、毎年新しい情報や学校の実情に応じたマニュアルとなっているか確認をしている。 ・また、教職員対象の熱中症対応研修を毎年5月に行い、教員の熱中症対応に関する知識をブラッシュアップするとともに、いざというときに適切な対応がなされるよう、事故対応シミュレーション訓練等校内研修も行っている。 (教育部 学校教育課)	
180	教育部	(16)	外国にルーツがある子どもは、次代の多文化共生社会を担う大切な人材である。その健やかな成長のため小学校低学年の児童に対し母語保持の支援を積極的に行うこと。また、乳幼児期からの支援はとても重要であるため、プレスクールをこども園等で実施し、その中で母語での活動時間を確保すること。	・母語保持の支援については、保護者の理解と家庭での働き掛けが欠かせないため、就学時健康診断、入学説明会において「母語の力を発達させることの大切さ」を記載した文書を配布したり、プレスクールにおいて、直接保護者に説明したりするなどの啓発を実施している。 (教育部 学校教育課) ・小学校低学年を含めた児童に対する母語保持の支援については、豊田市国際交流協会や外国人コミュニティ等と連携して実施していく。 ・乳幼児期については、幼児向け日本語教室や多文化子育てサロンを通じて継続して支援を行う。 (生涯活躍部 国際まちづくり推進課)	・外国人児童生徒教育推進費(14百万円) ・幼児の日本語学習環境整備事業費(3百万円) ・多文化子育て支援事業費(1百万円)